

写

厚生労働省発年0720第5号
令和5年7月20日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
加藤 勝 信
(公印省略)

諮問書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項第1号の規定により、別紙のとおり年金積立金管理運用独立行政法人の令和4事業年度における業務の実績の評価を行うことについて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第29条第3号の規定に基づき諮問する。

令和4事業年度業務実績評価書（案）

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）
	中期目標期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課長 西平 賢哉
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室参事官 石塚 哲朗

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
<p>本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第29条第3号の規定により、独立行政法人通則法第32条第1項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。</p>

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A	A	A	
評価に至った理由	<p>項目別評価は10項目中Sが1項目、Aが6項目、Bが3項目であり、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきAとした。また、全体の評価を引き下げる事象はなかった。</p> <p>市場運用を開始した2001年度以降の22年間の平均での実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）は3.59%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	法人全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
年金積立金の管理及び運用業務	S	A	A			I	
年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	B	A	A			I - 1	
基本的な運用手法及び運用目標	S○ 重	A○ 重	A○ 重			I - 2	
運用の多様化・高度化	A	A	A			I - 3	
運用受託機関等の選定、評価及び管理	S○ 重	A○ 重	A○ 重			I - 4	
リスク管理	S○ 重	S○ 重	S○ 重			I - 5	
スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資	A	A	A			I - 6	
情報発信・広報及び透明性の確保	A○ 重	A○ 重	A○ 重			I - 7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。

※2 重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付す。

※3 「項目別調書 No.」欄には、今年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
効率的な業務運営体制の確立	B	B	B			II - 1	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B			III - 1	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			IV - 1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I	年金積立金の管理及び運用業務

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										行政コスト（千円）				
										従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、</p> <p>(2) 基本的な運用手法及び運用目標、</p> <p>(3) 運用の多</p>	<p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【A】</p> <p>(2) 基本的な運用手法及び運用目標【A】</p> <p>(3) 運用の多様化・高度化【A】</p> <p>(4) 運用受託機関等の選定、評価及び管理【A】</p> <p>(5) リスク管理【S】</p> <p>(6) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資【A】</p> <p>(7) 情報発信・広報及び透明性の確保【A】</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>令和4年度は、世界的な物価急上昇（約40年ぶりのインフレ水準）を受けて、海外の中央銀行が金融引締めを続け、株式と債券の同時安となる場面があるなど、年度を通じて不安定な市場環境だったが、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。具体的には、①令和4年度における資産全体の収益率は+1.50%、収益額は+約3兆円となり、3年連続でプラスとなった。また、令和4年度における資産全体の超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.18%となった。②年金積立金全体（年金特会含む）の実質的な運用利回りについて、市場運用開始以降22年間の平均では3.59%となり、長期的な運用目標（名目賃金上昇率+1.7%）を上回っている。</p> <p>リスク指標については、前年度並みの低水準に抑制した。</p> <p>①推定トラッキングエラーは、令和4年度末には26bp（令和3年度末28bp、令和2年度末51bp、令和元年度末63bp）となり、②VaRレシオは1.00~1.04（令和3年度1.00~1.03、令和2年度1.01~1.05）で推移した。（VaRレシオとは、リス</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価項目7項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用に主要な役割を果たすことから重要度が高いとしている4項目中1項目（「I-5 リスク管理」）について、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる 	

			<p>様化・高度化、(4) 運用受託機関等の選定、評価及び管理、(5) リスク管理、(6) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資、(7) 情報発信・広報及び透明性の確保の各項目を実施したか。</p>	<p>ク量について基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。以下同じ。)</p> <p>また、①更なる収益の源泉の多様化のため、新たに北米地域における外国株式のアクティブファンドへの投資を開始したこと、②新たにプライベート・エクイティ分野及び不動産分野で、LPSへの投資コミットメントを実施したこと、③リスク管理ツール、利用データを複数用いて適時適切に計測し、複眼的なリスク管理を実施したこと等、ポートフォリオ管理、運用の多様化・高度化、リスク管理などにおいて、継続的に改善を図った。</p> <p>年金積立金の運用は超長期で行うものであり、運用成果を単年度実績のみで評価するものではないが、年度を通じて市場変動が激しい(ボラティリティが高い)環境が継続した中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益をおおむね確保したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と評価する。</p> <p>このほか、①国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を初めて公表したこと、②債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始したこと、③国内株ESGテーマ型指数における新たな指数を選定したこと等、スチュワードシップ活動やESG投資に関する新たな取組も実施した。採用するESG指数は国内・海外あわせて計9指数となり、投資額も過去最高の約12.5兆円となった。</p> <p>広報活動についても、引き続きコロナ禍のもとでの広報活動となったことから、ソーシャルメディアを活用した活動に注力した。当法人の役割等について管理運用業務担当理事兼CIOが紹介する動画や、ESG投資やスチュワードシップ活動について職員が解説する動画を新たに作成し公式YouTubeチャンネルで公開した。また、公式ツイッターからは、新たに、「お仕事紹介」シリーズ及び「GPIFのファクト再発見」シリーズを発信し、情報発信の強化を図った。これらにより、ツイッターのフォロワー数が過去最高を記録する等しており、当法人に対する信頼度も年々改善している。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>(項目別評定「S」)。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、重要度が高いとしている3項目(「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」)を含む6項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(項目別評定「A」)。 <p>株式と債券が同時安となるなど、年度を通じて不安定な市場環境が続いた2022(令和4)年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオに基づいて資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、 安定的に収益を獲得できるポートフォリオを構築するため、更なる収益の源泉の多様化に資する取組を行いつつ、 資産全体で、収益率+1.50%、収益額約3.0兆円(累計収益額約108.4兆円)の収益を達成(今中期目標期間3年連続でプラスの収益を確保)するとともに、 中期目標が求める、資産全体でのベンチマーク収益率を概ね確保(-0.06%)する(今中期目標期間での累積3年間
--	--	--	---	---	--

							<p>で+0.18%)等の成果を挙げている。</p> <p>このほか、スチュワードシップ活動やESG投資に関する新たな取組をはじめとした長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施している。</p> <p>法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合的評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合	株主議決権行使等の適切な対応	51/51 100%	55/55 100%	63/63 100%	78/78 100%				予算額（千円）				
同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合	同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	22/22 100%	19/20 95%	22/23 96%	34/35 97%				決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサー	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 令和 2 年 3 月に厚生労働大臣から示された第 4 期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り(年金	<評価と根拠> 評価：A 「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」については、関係法令等基本的方針に従って、市場への影響等に十分留意して年金積立金の管理及び運用を行うこととされている。 令和 4 年度においては、精緻な流動性	評価	A

<p>ビスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。</p> <p>① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。(厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条)</p> <p>これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年</p>	<p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、リター</p>	<p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令並びに中期目標及び中期計画の定めるところに基づき行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号)の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p>	<p>積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。) 1.7%を最低限のリスクで確保することとされた。第4期中期計画において、財政検証及び中期目標並びに近年の経済情勢を踏まえて令和2年3月に策定した基本ポートフォリオ(令和2年4月から適用)に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。</p> <p>第4期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこととされた。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針(運用目標に関する事、資産構成並びに管理及び運用の手法に関する事、運用受託機関の管理に関する事、資産管理機関の管理に関する事、運用受託機関の選定及び評価等に関する事、自家運用に関する事等、以下、「業務方針」という。)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行った。</p> <p>令和4年度は、令和4年5月26日、令和5年1月17日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。</p> <p>《主な改正事項》 (令和4年5月26日改正)</p> <p>自家運用について、外部委託では取組が難しい運用に注力する旨位置づけが変更されたことに伴い、所要の改正を行った。</p> <p>(令和5年1月17日改正)</p> <p>自家運用における株価指数先物ファンドにおいて、新たに外国為替を取り扱う事業者と取引すること等に伴い、所要の改正を行った。</p>	<p>管理を安定的に行えるようになり、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。寄託金償還の見通し等については厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。</p> <p>加えて、幅広い分析、迅速な投資判断、機動的な執行という運用サイクルが定着し市場急変時にも的確に対応している。具体的には、①投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定したこと、②リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整したこと、③新たに外国株価指数先物も活用しながら機動的なリバランスを実施したこと(I-3参照)、④運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う等工夫を行ったことである。</p> <p>さらに、ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着している。(I-5参照)</p> <p>以上のような安定的なポートフォリオの構築、基本ポートフォリオに基づくリスク管理の精緻化という成果の上に、リスク量を管理しながらアクティブ運用にも注力できるようになった。(I-3及びI-5参照)</p> <p>本項目は、関係法令等に従って年金積立金の管理及び運用を行うという全ての項目の基礎となるものであり、定量目標は設定されていないが、資産規模の拡大に加え、市場変動が大きい中であっても、流動性の確保、リスクの管理・抑制、(超過)収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制を定着させたことは、所期の目標を上回る成果が得られた</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用を行うこと 市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に資金の投入及び回収に当たって特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意すること 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行うこと 株式運用において個別銘柄の選択を行わないこと等としている。 <p>これらに対し、法人においては、制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金運用の基本的考え方を踏まえて、市場への影響に対する配慮に十分に留意しつつ、年金積立金の適切な管理及び運用を行っている。</p> <p>具体的には、年度を通じて金融市場の変動が高い中、流動性の高い株価指数先物の利用の拡充など、以下の各般の取組を通じ、多面的な分析、迅速な投資判断及び執行を可能とする運用体制の定着等を図ることで、市場影響やコスト</p>
--	---	--	--	--	--

<p>金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みとなっている。</p> <p>② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105号。以下「法」という。）第 21 条等）</p> <p>これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。</p> <p>③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 79 条の 2 等の目的に適合するものでなければならない。（法第 20 条第 2 項）</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を</p>	<p>ン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。</p>	<p>このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。</p>	<p><評価の視点></p> <p>（１）年金積立金の管理及び運用に当たって、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っているか。</p> <p>また、積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っているか。</p> <p>（２）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針について、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行っているか。</p>		<p>と考えられることからAと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>（１）関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っている。積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>（２）業務方針について、必要に応じて見直しを実施し、改正を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	<p>等を勘案しつつ、適切な年金積立金の管理・運用を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定 市場への影響を抑制しつつリバランスを効率的に行う専門チームが、コスト等も考慮しながら、執行方法を運用機関ときめ細かく調整 2021（令和 3）年度から運用を開始した国内株価指数先物取引に加え、新たに外国株価指数先物取引の活用を開始し、機動的なリバランスを実施【I-5 参照】 資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないか事後検証 運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う工夫を実施 パフォーマンス状況を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着【I-5 参照】 <p>このような、安定的なポートフォリオの構築、リスク管理の精緻化に資する取組の進展によって、リスク量を管理しつつアクティブ運用にも注力できるようになり、（超過）収益獲得の源泉の多様化の拡大につながっている。【I-3 及び I-5 参照】</p> <p>さらに、年金事業の運営の安定及び効率的な運用の両立</p>
---	--	--	---	--	---	---

<p>踏まえること。</p> <p>① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。</p> <p>② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。</p> <p>③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。</p> <p>積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、その内容に従って年</p>						<p>を図る観点から、年金特別会計への寄託金償還等への対応として、引き続き厚生労働省と連携の上、売却による収益への影響、市場へのインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。これによって、年金財政において必要な流動性を確保しつつ、より利回りが見込める資産に投資できるよう、短期資産を必要最小限に維持している。</p> <p>市場の変動が激しい情勢下で、巨額な年金積立金を運用する法人において、新たな取組も取り入れながら、市場影響やコスト等を勘案しつつ、流動性の確保、リスクの管理・抑制、(超過)収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制を定着させたことについては、ポートフォリオのリスク削減とリスク管理強化に資する取組であり、中期目標が定める年金積立金の適切な管理・運用を強化し、運用目標の達成に結びつけていくことに資するものであり、高く評価できる。</p> <p>本項目が年金積立金の管理及び運用の全ての項目の基礎となることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠</p>
---	--	--	--	--	--	---

<p>金積立金の管理及び運用を行うこと。</p> <p>(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>	<p>(3) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和4年6月及び10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関するeラーニング研修を実施した。コンプライアンスに関する集合研修については、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 多様なバックグラウンドをもつ職員が互いを尊重し協力し合い、チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミュニケーションの取り方等を学ぶことを目的とした研修</p> <p>イ 当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とし、内部通報及び外部通報制度の理解を深め、制度の適切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資することを目的とした研修</p> <p>ウ 管理職以上の役職員のハラスメントに対する意識の向上を図ることで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に資することを目的とした研修</p> <p>エ 倫理規程を遵守することの重要性をあらためて</p>	<p>(3) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	<p>組みを前提として適切な運用及び組織運営に努め、中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。</p>
--	---	---	--	--	---	--

<p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること。</p> <p>企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>	<p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。</p> <p>また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。</p> <p>i 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有につ</p>	<p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。</p> <p>また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。</p> <p>i 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関か</p>	<p>（４）市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意しているか。</p> <p>（５）企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。</p> <p>（６）運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限</p>	<p>認識し、意義や内容についての理解をより深めることを目的とした研修</p> <p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>ア 令和４年度においては、精緻な流動性管理を安定的に行えるようになり、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。寄託金償還の見通し等については厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。</p> <p>イ 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 <p>企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っている。</p> <p>また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼさないよう、十分に考慮し以下の取組を実施した。</p> <p>i 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。</p>	<p>（４）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立している。具体的には以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>（５）企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>（６）民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている</p>	
--	---	---	---	---	---	--

<p>(3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。</p>	<p>いて制限を設ける。</p> <p>ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>(3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p>	<p>らの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。</p> <p>ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>(3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p>	<p>を設け、保有状況の確認を行っているか。</p> <p>(7) 株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。</p> <p>(8) 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めているか。</p>	<p>ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。</p> <p>(3) 他の管理運用主体との連携 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めた。</p>	<p>る。令和4年度においては、国内株式で5%を超える保有が1件発生したが、早期の対応・解消が図られた。外国株式においては該当がなかった。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(7) 企業経営等に与える影響を十分に考慮し、運用受託機関に個別銘柄指図は行っておらず、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(8) 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めていることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 ○次期中期計画期間に向けた情報収集 当法人の運用目標は、5年おきに行われる政府の財政検証の結果をもとに、厚生労働大臣より示される。当法人の中期計画期間はこのサイクルに合わせて設定しているほか、基本ポートフォリオも財政検証の結果に基づき必要に応じて見直しを行うこととされている。 次の財政検証は令和5年度の予定であり、その結果は令和7年度より開始される次期中期計画や基本ポートフォリオに影響を与えることとなる。 令和4年度より、政府の審議会で財政検証についての議論が始まったことか</p>	
--	---	--	---	--	--	--

						ら、その状況を注視する等、必要な情報収集を行っていくこととする。	
--	--	--	--	--	--	----------------------------------	--

4. その他参考情報							
該当なし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	基本的な運用手法及び運用目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
資産全体のベンチマーク収益率の確保	資産全体のベンチマーク収益率の確保	資産全体に対する超過収益率	+0.32%	-0.06%	-0.06%				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
各資産のベンチマーク収益率の確保	各資産のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	+0.02%	+0.23%	-0.09%			決算額（千円）					
		国内株式に対する超過収益率	-0.59%	+0.13%	-0.27%			経常費用（千円）					
		外国債券に対する超過収益率	+1.63%	+0.41%	+0.44%			経常利益（千円）					
		外国株式に対する超過収益率	-0.79%	-0.90%	-0.05%			行政コスト（千円）					
ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を経営委員会へ報告し、投資行動のPDCA サイクルの取組を実施した回数	ベンチマーク収益率の確保	4回	14回	13回	13回			従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	評価					
<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行う</p>	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 基本ポートフォリオに基づく運用</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法(昭和29年法律第15号)第2条の4第1項及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、こ</p>	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 基本ポートフォリオに基づく運用</p> <p>基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p> <p>(2) 評価ベンチマーク収益率の確保</p> <p>令和4年度における資産全体及び各資産ごとの評価ベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々の評価ベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>評価ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。</p> <p>なお、ベンチマーク収益率との比較による評価は、厚生労働大臣への寄託金の償還及び年金特別会計への納付等のためベンチマークに含まれな</p>	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 基本ポートフォリオに基づく運用</p> <p>年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和4年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。</p> <p>(2) 評価ベンチマーク収益率の確保</p> <p>【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】</p> <p>令和4年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。</p> <p>●令和4年4月～令和5年3月</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(単位：%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資産全体</td> <td style="text-align: center;">-0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度においては、世界的にインフレ率(CPI)が約40年ぶりの水準に急上昇したことを受けて、海外の中央銀行が連続と金融引締めを続け、株式と債券の同時安となる場面があるなど、不安定な市場環境が続いたにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。令和4年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+1.50%、+約3兆円となった。令和4年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.18%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和4年度末には26bp、VaRレシオは1.00～1.04で推移しリスクは引き続き低水準に抑制した。</p> <p>国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の22年間の平均で3.59%となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7%を上回っている。</p> <p>また、令和4年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。令和4年度は為替リスクや金利リスク等について、複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。</p>	(単位：%)			超過収益率	資産全体	-0.06	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>「基本的な運用手法及び運用目標」については、年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これに基づき管理を行うこと、各年度において、資産全体及び各資産ごとに各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保することとされている。</p> <p>令和4年度は、世界的なインフレ率の急上昇を受けて、海外中央銀行が金融引締めを続け、株式と債券の同時安となる場面があるなど、不安定な市場環境が続いたにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。令和4年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+1.50%、+約3兆円となった。また、令和4年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.18%となった。</p> <p>国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の22年間の平均で3.59%となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7%を上回っている。</p> <p>代表的なリスク指標では、推定トラッキングエラーは令和4年度末には26bp、VaRレシオは1.00～1.04で推移しリスクは前年度並みの低水準に抑制した。</p> <p>年度を通じて市場のボラティリティが高い環境が継続した中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益をおおむね確保したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期目標においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これに基づき管理を行うこと 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること <p>としている。</p> <p>これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。また、ベンチマーク収益率と法人の運用実績の評価に当たって、運用資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮している。</p> <p>これに対し、法人において</p>
(単位：%)											
	超過収益率										
資産全体	-0.06										

<p>こと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。</p> <p>【重要度 高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p> <p>(2) ベンチマーク収益率の確保 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成</p>	<p>れを適切に管理する。 利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投資を基本とする。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。</p> <p>(2) ベンチマーク収益率の確保 各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成</p>	<p>い短期資産を保有する必要があり、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映されていないこと等を踏まえて行う。</p> <p>(2) 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>●令和4年4月～令和5年3月</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1032 172 1519 726"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">国内債券</td> <td>-0.09</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パッシブ運用</td> <td>-0.46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アクティブ運用</td> <td>+0.80</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外国債券</td> <td>+0.44</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パッシブ運用</td> <td>-0.06</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アクティブ運用</td> <td>+2.44</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国内株式</td> <td>-0.27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パッシブ運用</td> <td>-0.34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アクティブ運用</td> <td>+0.89</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外国株式</td> <td>-0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パッシブ運用</td> <td>+0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アクティブ運用</td> <td>-1.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。ベンチマーク要因は、令和4年度は為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。</p>			超過収益率	国内債券		-0.09		パッシブ運用	-0.46		アクティブ運用	+0.80	外国債券		+0.44		パッシブ運用	-0.06		アクティブ運用	+2.44	国内株式		-0.27		パッシブ運用	-0.34		アクティブ運用	+0.89	外国株式		-0.05		パッシブ運用	+0.05		アクティブ運用	-1.57	<p>りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と評価する。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。</p> <p>【評価の視点】 (1) 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況については、原則毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なりバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じている。 以上により、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(2) 資産全体について、令和4年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.18%となった。一方で、推定トラックニングエラーは令和4年度末には26bp、VaR レシオは1.00～1.04で推移しリスクは低水準に抑制した。 各資産については、外国債券はプラスの超過収益率、国内債券及び外国株式はベンチマーク並み、国内株式はマイナスの超過収益率となった。 国内債券については、-0.09%の超過収益率となった。物価連動国債やオルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、為替ヘッジ付き外国債券がマイナスに寄与した。 外国債券については、+0.44%の超過収益率となった。社債のオーバーウエイト、オルタナティブ資産がプラスに寄与した。 国内株式については、-0.27%の超過収益率となった。アクティブ運用がプラスに寄与する一方、ESGのパッシブ運用がマイナスに寄与した。 外国株式については、-0.05%の超過収益率となった。オルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、アクティブ運用がベンチマークの要因でマイナスに寄与した。</p>	<p>は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオとの乖離状況を日次把握し、乖離許容幅の範囲内に収まるように適時リバランスを実施 為替リスクや金利リスク等について、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントを実施【I-5参照】 より機動的にリバランスが行えるよう、パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化するとともに、資産全体のリバランスの効率化等を目的とした株価指数先物取引について、外国株価指数先物の運用を開始【I-5参照】 円滑な資金配分・回収に資するよう、運用専門職員による定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、多面的な分析を実施等、ポートフォリオの最適化及びリスク管理強化に努め、基本ポートフォリオに基づく運用を着実かつ精緻に実施することで、市場変動等により生じる意図しないリスクの削減と収益確保の両立を図った。 <p>こうした取組の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体で、収益率+1.50%、収益額約3.0兆円
		超過収益率																																										
国内債券		-0.09																																										
	パッシブ運用	-0.46																																										
	アクティブ運用	+0.80																																										
外国債券		+0.44																																										
	パッシブ運用	-0.06																																										
	アクティブ運用	+2.44																																										
国内株式		-0.27																																										
	パッシブ運用	-0.34																																										
	アクティブ運用	+0.89																																										
外国株式		-0.05																																										
	パッシブ運用	+0.05																																										
	アクティブ運用	-1.57																																										

されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

【目標設定の考え方】

ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮する。

【重要度高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。

(3) ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いているか。

(4) パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告しているか。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回る

	ベンチマーク 要因①	ファンド要因 ②	その他要因 ③	超過収益率 ①+②+③
国内債券	-0.17%	+0.09%	-0.00%	-0.09%
外国債券	+0.14%	+0.30%	+0.00%	+0.44%
国内株式	-0.31%	+0.05%	-0.01%	-0.27%
外国株式	-0.08%	+0.04%	-0.00%	-0.05%

(注1)ベンチマーク要因とは、マネジャー・ベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。

(注2)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャー・ベンチマークの収益率の差による要因。

(注3)その他要因とは、計算上の誤差等の要因。

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」
国内株式	TOPIX(配当込み)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)
外国株式	MSCI ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの)との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因(誤差含む)の4つの要因に分解すると、次のとおりである。ベンチマーク要因は、令和4年度は為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。

	資産配分要因 ①	ベンチマーク要因 ②	ファンド要因 ③	その他要因 (誤差含む) ④	①+②+③+④
国内債券	-0.02%	-0.05%	+0.02%	+0.00%	-0.04%
外国債券	-0.02%	+0.03%	+0.07%	-0.00%	+0.09%
国内株式	-0.01%	-0.07%	+0.01%	-0.00%	-0.08%
外国株式	-0.01%	-0.02%	+0.00%	-0.00%	-0.03%
合計	-0.06%	-0.11%	+0.11%	-0.00%	-0.06%

がマイナスに寄与した。

外国株式については、-0.05%の超過収益率となった。オルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、アクティブ運用がベンチマークの要因でマイナスに寄与した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

(3) ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、所期の目標を達成していると考えられる。

(4) パフォーマンス評価に当たっては、ABOR(会計用データ)に加え、よりタイムリーに把握できるようIBOR(投資判断用データ)も引き続き用いたほか、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、日次で多角的な分析を行った。

要因分解についても、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響を除いた分析も行ったほか、欧米債券の指数会社と信託銀行の評価タイミングの相違の影響を分析し、より詳細かつ精緻な分析を行った。

この結果は日次で役員や関係部室に連携し、月次の運用リスク管理委員会において法人全体で共有し、四半期毎に経営委員会に報告している。

(累計収益額約108.4兆円)の収益を達成するとともに、

・年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である、市場全体(複合ベンチマーク)での超過収益率についても概ね確保(-0.06%)し、今中期目標期間での累積3年間の超過収益率は+0.18%と目標を達成している(各資産では4資産中1資産でプラスの超過収益率を確保(外国債券+0.44%))。

巨額資産の運用のため効率的なリバランス等の措置が困難である中、そして、世界的なインフレ率の急上昇を受け、海外中央銀行が金融引締めを続け、株式と債券が同時安となる場面があるなど、年度を通じて不安定な市場環境が続いた中でも、機動的なリバランスにより資金移動を円滑に行いつつ、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量を前年度並みの低水準に抑制し【I-5参照】、更に運用機関への迅速な配分見直し等で収益率低下の抑制も図りながら【I-4参照】、資産全体でプラスの収益を確保するとともに、資産全体での対市場の超過収益率を概ね確保したことは、高く評価できる。

また、市場運用を開始した2001年度から2022年度までの平均での実質的な運用利回りは3.59%となった。これは長期的な運用目標である実質的

<p>(3) モデルポートフォリオの策定及び見直し 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定めること。 財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じて、これを変更すること。</p>	<p>(3) モデルポートフォリオの策定 他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。 (4) モデルポートフォリオの見直し モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポ</p>	<p>ように努めているか。</p> <p>(5) 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下、「モデルポートフォリオ」という。)を定めているか。</p> <p>(6) モデルポートフォリオについて、財政の現況及び見通しが作成されたときや策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を加え、必要に応じて、これを変更しているか。</p>	<p>これに基づき資産配分、ベンチマーク、各運用受託機関の配分・回収の投資判断に、より精緻、頻繁かつタイムリーに活用するなど、投資行動のPDCAサイクルが一層回るようにした。(I-5参照) 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(5) 現在のモデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同して定めており、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定している。 以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(6) モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断された時に実施するものであり、令和4年度にはそうした判断には至らなかった。 以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p>	<p>な運用利回り(1.7%)を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えていることから、同様に高く評価できる。</p> <p>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、年度を通じて市場のボラティリティが高い(値動きが激しい)状況が続いた中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、資産全体での超過収益率を概ね確保したことを踏まえ、以上のような法人の基本ポートフォリオに基づく管理及び運用の状況並びに運用収益確保の状況については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うことが望まれる。 また、ユニバーサル・オーナーとして収集した膨大な取引データ等を有効活用できる情報処理プラットフォーム構築の検討等、中長期的な観点から、データマネジメントの充実を図りつつ、年金積立金の管理・運用の精緻化及び効率化に資するための体制整備等にも適切に取り組んでいくことが望まれる。</p>
---	--	---	---	--

<p>(4) 基本ポートフォリオの策定及び見直し 経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。 その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を</p>	<p>トフォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。</p> <p>(5) 基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。 その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可</p>	<p>(3) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産構成割合 国内債券25% 外国債券25% 国内株式25% 外国株式25% ・乖離許容幅 国内債券±7% 外国債券±6% 国内株式±8% 外国株式±7% 債券全体±11% 株式全体±11% <p>(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。</p>	<p>(7) 基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮しているか。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っているか。</p>	<p>(3) 基本ポートフォリオ 中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。また、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオについては、他の管理運用主体と共同して定めている。 なお、現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。</p>	<p>(7) 現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p>	
---	--	--	---	--	---	--

<p>下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行うこと。</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。</p>	<p>能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。</p> <p>（6）基本ポートフォリオ</p> <p>① 資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。</p> <p>なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</p> <p>・資産構成割合 国内債券25% 外国債券25% 国内株式25% 外国株式25%</p> <p>・乖離許容幅 国内債券±7%</p>					
---	---	--	--	--	--	--

	<p>外国債券±6% 国内株式±8% 外国株式±7% 債券全体 ±11% 株式全体 ±11%</p> <p>(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。</p> <p>② 乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。</p> <p>③ オルタナティブ資産運用の在り方 オルタナティブ資産（インフ</p>	<p>① 乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。</p> <p>② オルタナティブ資産運用の在り方 オルタナティブ資産（インフラ</p>				
--	---	--	--	--	--	--

<p>ラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するものは、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。</p>	<p>ストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するものは、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。</p>				
<p>(7) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、基本ポートフォリオの検証は中期目標期間中に適時適切に実施するほか、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等経営委員会が必要と認めるとき</p>	<p>(4) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、市場の急激な変動などが生じる可能性がある等経営委員会が必要と認めるときは、見直しの検討を行うこととし、そうした変動がないかどうかについて引き続き市場のモニタリング等を行</p>	<p>(8) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、中期目標期間中に適時適切に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等必要と認めるときは、中期目標期間中であって</p>	<p>(4) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施するものとされている。検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段階での実施とすることとしている。基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリングの結果、令和4年度においては、運用環境が策定時の想定から大きく変化しているわけではなく、各種計数の確認と基本ポートフォリオの見直しの検討を行う必要はないと判断した。 基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営委員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等PTを経営委員会の下に設置しており、金融・経済の分野に専門的知見のある経営委員会の委員を中心としたメンバーとなっている。 なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施するものであ</p>	<p>(8) 基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施するものとされている。検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段階での実施とすることとしている。基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリングの結果、令和4年度においては、運用環境が策定時の想定から大きく変化しているわけではなく、各種計数の確認と基本ポートフォリオの見直しの検討を行う必要はないと判断した。 基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営委員会の委員で構成</p>	

<p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見直し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図るこ</p>	<p>は、中期目標期間中であっても、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。</p> <p>(8) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見直し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するた</p>	<p>う。また、透明性をもって検証を行う観点から、基本ポートフォリオの検証の実務を行う体制を整備する。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証について、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。</p> <p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見直し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析等</p>	<p>要に応じて見直しの検討を行っているか。</p> <p>(9) 年金財政の見直し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保しているか。その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を行っているか。</p>	<p>り、令和4年度にはそうした判断には至らなかった。</p> <p>(5) 年金給付のための流動性の確保 令和4年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見直しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 市場分析について、令和4年度は定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見直し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、令和4年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。</p>	<p>される基本ポートフォリオ検証等PTを経営委員会の下に設置しており、金融・経済の分野に専門的知見のある経営委員会の委員を中心としたメンバーとなっている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(9) 令和4年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見直しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

<p>と。また、短期借入も活用できるようにすること。</p>	<p>把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。</p>	<p>や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。</p>			<p>〈課題と対応〉 ○運用の多様化・高度化のためのシステム整備等 当法人は、必要な運用利回りを最小限のリスクで確保するため、基本ポートフォリオに基づく長期国際分散投資を行っている。今中期目標期間の3年間で運用資産額が大きく増加し、外国資産は令和4年度末で約100兆円に達している。 今中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、急速なインフレに対応した金融引締め等、市場に大きな影響を与えるイベントが発生・継続しており、今後も市場変動（ボラティリティ）が大きな状況が続くと見込まれる。 この環境下で、世界最大規模の年金基金である当法人が、今中期目標期間において新たに運用目標とされた資産全体の複合ベンチマーク収益率を達成するためには、当法人がポートフォリオ全体のリスク管理の観点から自ら国内外の市場動向を常時把握し、機動的なリバランス等の検討・実行を行うことが不可欠となっている。 このため、当法人のポートフォリオ全体を俯瞰して、ベンチマークの変動等に則して資産やリスク管理の状況を逐次管理するとともに、市場の急変時にも迅速な対応を可能とするデータ活用基盤を構築する必要がある。また、ユニバーサルオーナーとして膨大な取引データ等を収集できる強みを活かし、データサイエンス等の知見を用いつつ、これらデータの分析等を行っていく必要もある。 令和4年度は、中期計画を変更して追加予算を計上し、喫緊の課題への対応を可能とする等の措置を講じたところであるが、今後も運用資産の増加が見込まれることを踏まえ、中長期的に、更なる運用の精緻化・効率化を図</p>	
--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	--	--	--	--

						<p>るため、データ活用基盤の構築等のシステムの抜本的な見直し、海外市場で効率的・効果的に運用するための体制等について検討する必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報							
該当なし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	運用の多様化・高度化		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
アクティブ運用における超過収益の確保	アクティブ運用における超過収益の確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	パッシブ運用における運用収益の向上	月1回以上	46回	41回	26回			決算額（千円）						
新たな運用手法及び運用対象の導入等について、経営委員会・投資委員会で検討を実施した案件の数	運用収益の向上	—	5件	9件	7件			経常費用（千円）						
オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数	運用収益の向上	1件	2件	3件	4件			経常利益（千円）						
								行政コスト（千円）						
								従事人員数						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績		自己評価		
4. 運用の多様	4. 運用の多様	4. 運用の多様		4. 運用の多様化・高度化		<評定と根拠>		評定 A

<p>化・高度化</p> <p>運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。</p> <p>ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。</p> <p>新たな運用手法及び運用対象の導入等に当た</p>	<p>化・高度化</p> <p>(1) 運用手法</p> <p>運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。</p> <p>運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、平成30年度より導入している新実績連動報酬体系</p>	<p>化・高度化</p> <p>(1) 運用手法</p> <p>① 運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。</p> <p>② 各資産とも原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。</p> <p>ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。</p>		<p>(1) 運用手法</p> <p>① インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごとに、経営委員会に報告した。</p> <p>② 令和4年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおりである。</p> <p>●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（令和5年3月末）</p> <table border="1" data-bbox="1023 976 1792 1136"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>外国債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国株式</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パッシブ</td> <td>58.12</td> <td>86.28</td> <td>93.06</td> <td>93.57</td> <td>82.82</td> </tr> <tr> <td>アクティブ</td> <td>41.88</td> <td>13.72</td> <td>6.94</td> <td>6.43</td> <td>17.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：%)</p> <p>運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。</p> <p>新たに開始した北米地域における外国株式のアクティブ運用では、パッシブ6ファンドの設定も併せて行い、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正している。</p> <p>既存ファンドにおいても、MSCI Kokusai Value パッシブファンドを立ち上げ、グローバル株式アクティブ運用から生じるスタイルリスクの軽減を図った。また、外国債券においては、金利リスク管理の高度化の観点から、米国及び欧州の10年超の国債のパッシブファンドを新設したほか、米国の物価連動国債のパッシブファンドの設定を決定した。</p> <p>●各資産の対ベンチマーク超過収益率（令和4年4月～令和</p>		国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計	パッシブ	58.12	86.28	93.06	93.57	82.82	アクティブ	41.88	13.72	6.94	6.43	17.18	<p>評価：A</p> <p>「運用の多様化・高度化」については、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資については、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等の固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等とされている。</p> <p>アクティブ運用については、4資産中3資産（国内債券、外国債券及び国内株式）において、超過収益を獲得した。アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行い、令和4年度より適用した。新たに開始した北米地域における外国株式のアクティブファンドへの投資では、パッシブ6ファンドの設定も併せて行い、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正している。既存ファンドにおいても、MSCI Kokusai Value パッシブファンドを立ち上げ、グローバル株式アクティブ運用から生じるスタイルリスクの軽減を図った。国内債券アクティブ運用では、超過収益獲得能力の向上のため、5ファンドから約2.2兆円を一部回収し、同額を他の7ファンドへ再配分することを決定した。（I-4参照）</p> <p>パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなESG指数、外国債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。</p> <p>株価指数先物取引については、令和3年度に運用を開始した国内株価指数先物に加え、令和4年度は外国株価指数先物の運用を開始し、機動的なリバランスを実施した。</p> <p>オルタナティブ投資については、プライベート・エクイティ分野で2つのLPS、不動産分野で1つのLPSへの投資コミットメントを実施したほか、不動産分野で海外市場にかかる運用受託機関を1社選定した。令和5年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、2兆8,345億円となり、令和4年3月末から約6,800億円増加し、年金積立金全体に占める割合は、1.38%となった。また、リスク管理については、プライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等を深掘りし、各資産におけるパフォーマンス評価の</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期目標においては、運用手法については、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等としている。</p> <p>これに対し、法人においては、アクティブ運用において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の定量評価・定性評価に基づき超過収益獲得の確信が持てるファンドの選定等を行い、 新たに、安定的な超過収益の確保が見込める、北米地域における外国株式アクティブファンドへの投資（19ファンド。約2兆円の資金を配分）を開始 <p>※併せて、パッシブ6ファンドの設定も行い、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正して</p>
	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計																			
パッシブ	58.12	86.28	93.06	93.57	82.82																			
アクティブ	41.88	13.72	6.94	6.43	17.18																			

っては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等を踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で

等を通じて、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とアクティブ運用受託機関のセルフガバナンス向上を図る。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難いオルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。

また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。

③ 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、幅広い観点から、見直し等を含めた検討を行う。
オルタナティブ資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価を行うことに加え、収益確保状況の検証に資する各市場におけるベンチマークの開発・導入状況を調査する。

また、インデックス・ポステ

＜評価の視点＞

(1) アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに、中期目標期間において超過収益を獲得しているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか。さらに、アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーの管理、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とそのセルフガバナンス向上を図る取組を適切に行っているか。

(2) ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収

5年3月)

令和4年度は為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。

(単位：%)

	超過収益率
国内債券	-0.09
パッシブ運用	-0.46
アクティブ運用	+0.80
外国債券	+0.44
パッシブ運用	-0.06
アクティブ運用	+2.44
国内株式	-0.27
パッシブ運用	-0.34
アクティブ運用	+0.89
外国株式	-0.05
パッシブ運用	+0.05
アクティブ運用	-1.57

③ 新たに開始した北米地域における外国株式アクティブ運用では、ファンドごとに最適なマネジャー・ベンチマーク9種を適用するとともに、それらアクティブファンド群から生じるリスクを補正するために6種の新たなマネジャー・ベンチマークによりパッシブ運用を開始した。

オルタナティブ資産については、既存案件及び新規投資案件の評価において一般的に市場で認められる評価手法を用いることに加え、より定量的なパフォーマンスデータの裏付けを伴う評価を行うべく運用機関から膨大なデータを収集し、管理・運用業務の専門性を向上させた。また、従前よりピアグループ比較等の用途で調達し活用していた私募市場のベンチマークに加え、基本ポートフォリオの政策ベンチマークに対する超過収益確保の観点から、上場市場のパフォーマンス比較を行うべく類似の上場市場のベンチマークにつき調査、選定し、試行的なパフォーマンス評価を開始した。ベンチマークの調査においては海外の年金基金等の状況についても調査し、各ベンチマークのメリット・デメリットを把握した。

令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和4年度においては、国内株女性活躍指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数について、Morningstar 日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数(除くREIT)を選定し、運用を開始した。

ためのベンチマークの導入に向けたメリット・デメリットの把握に努め、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に注力した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。

【評価の視点】

(1) アクティブ運用については、4資産中3資産(国内債券、外国債券及び国内株式)で超過収益を獲得した。運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談を重ね、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、安定した組織・運用体制が確立され、中長期にわたって超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定している。

その中で、パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、外国債券、外国株式の5アクティブファンド(資産額計約3.3兆円)を解約、加えて、外国債券及び外国株式の7アクティブファンドの解約を決定した。一方で、安定的な超過収益の確保が見込める北米地域における外国株式19アクティブファンドを新たに採用し、合計約2兆円の資金を配分した。また、国内債券アクティブ運用では超過収益獲得能力の向上のため、5ファンドから約2.2兆円を一部回収し、同額を他の7ファンドへ再配分することを決定した。(I-4参照)

北米地域における外国株式アクティブマネジャーの審査においては、実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアライメントのとれた報酬体系とすることができた。また、報酬制度について当法人とのアライメントがとれているかどうかの観点から評価を実施し、セルフガバナンスの強化を図った。

以上により、所期の目標を達成していると考ええる。

(2) パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなESG指数、外国債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマ

いる。

・ 国内債券では、超過収益獲得能力の向上のため、5ファンドから約2.2兆円を一部回収し、同額を他の7ファンドへ再配分することを決定

・ 運用上の懸念が生じた国内債券、外国債券及び外国株式の5ファンド(資産額約3.3兆円)を解約等、継続的にファンドの入れ替えを適時適切に実施【I-4参照】しており、4資産中、国内債券、外国債券及び国内株式の3資産で超過収益を獲得した。

さらに、ファンドをより一層適切な管理を行うための取組として、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から、実績連動報酬制度の計算方法の一部見直しを2022(令和4)年度より適用している。

法人の運用の中心となっているパッシブ運用においては、運用資産全体の長期的な収益の向上を目的として、

・ 国内株式では新たなESGテーマ型(女性活躍)指数を選定【I-6参照】

・ 外国債券では金利リスク管理の高度化

<p>取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。</p>	<p>④ アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び実績連動報酬の導入を通じ、運用受託機関とのアラインメントを図る。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。</p>	<p>益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。さらに、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的にしているか。</p>	<p>④ アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行い、令和4年度より適用した。パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなESG指数、外国債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。</p>	<p>④ アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行い、令和4年度より適用した。パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなESG指数、外国債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。</p> <p>また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。具体的には、投資環境のボラティリティが増加する中、注視先案件にかかる抽出基準を用いて、より早期かつ効率的に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先FoFとのパフォーマンス比較、各FoFのNAV変動要因の詳細分析、PME+とIRRのパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。さらにプライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証を前年以上に深化させ、従来の定性評価に加えて、各種定量評価の導入を進めることで、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法をより高度かつ客観的なものになるように注力した。海外機関投資家のモニタリング、リスク管理状況の把握を目的として、経営委員とともに欧米主要年金基金を2週間にわたり訪問し、今後のリスク管理態勢の強化にかかり、ヒアリング内容を法人内で共有した。</p> <p>さらに、令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和4年度においては、国内株女性活躍指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。</p> <p>提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数について、Morningstar 日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数（除くREIT）を選定し、運用を開始した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>の観点から、米国及び欧州地域を対象とする10年超の国債ファンドを新設するとともに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定</p> <p>といった、ベンチマークの多様化を進め、法人がよりきめ細かなリスク管理を行う体制を構築しつつ、長期的なリターン改善に資する運用の多様化・高度化を行った。</p> <p>また、「インデックス・ポスティング」（様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み）を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続して行っており、当該情報収集・分析の結果、上記の国内株式におけるESGテーマ型（女性活躍）指数の新規選定につながった。</p> <p>より大きな分散投資効果が期待できるオルタナティブ投資については、今後の長期的な投資収益確保の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人がこれまで投資開始に向けて体制 	<p>の観点から、米国及び欧州地域を対象とする10年超の国債ファンドを新設するとともに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定</p> <p>といった、ベンチマークの多様化を進め、法人がよりきめ細かなリスク管理を行う体制を構築しつつ、長期的なリターン改善に資する運用の多様化・高度化を行った。</p> <p>また、「インデックス・ポスティング」（様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み）を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続して行っており、当該情報収集・分析の結果、上記の国内株式におけるESGテーマ型（女性活躍）指数の新規選定につながった。</p> <p>より大きな分散投資効果が期待できるオルタナティブ投資については、今後の長期的な投資収益確保の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人がこれまで投資開始に向けて体制
--	---	--	---	--	--	--

	<p>(2) 運用対象の多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。</p> <p>オルタナティブ投資について</p>	<p>⑤ 令和3年度より運用を開始した、インハウス運用における株価指数先物取引については、堅実な運用に努めつつ、更なる拡充に向けた検討を行う。</p> <p>(2) 運用対象の多様化 ① 運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。</p> <p>② オルタナティブ投資については、高い専門性を有する投資フロント人材の確保並びに外部</p>	<p>(3) 新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行っているか。</p> <p>(4) オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する人材の確保等により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな</p>	<p>⑤ 令和3年度に運用を開始した国内株価指数先物に加え、令和4年度は外国株価指数先物の運用を開始し、機動的なリバランスを実施した。</p> <p>(2) 運用対象の多様化 ① 期中の投資環境等を踏まえ、令和4年度に新たな運用対象の追加は行わなかった。一方で、既存の運用対象では、FoF（ファンド・オブ・ファンズを指す。以下同じ。）やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に関し1社と契約締結して運用を開始したほか、国内市場を対象とした新たな投資手法に関し1社と契約締結に向けた交渉を継続している。また、オルタナティブ投資におけるLPSの自家運用にかかり、プライベート・エクイティ分野で2つのLPS、不動産分野で1つのLPSへの投資コミットメントを実施したほか、インフラストラクチャー分野でLPSへの投資検討を継続している。</p> <p>② オルタナティブ資産のリスク管理については、第一線部署のオルタナティブ投資室に求められる資産の運営及び管理の重層化を継続、第二線部署の運用リスク管理室と課題にかかる協議を重ね、運用リスク管理委員会を通じ、経営層へ適時適切な報告を実施した。</p> <p>具体的な取組として、注視先案件にかかる抽出基準を用い</p>	<p>(3) インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごとに、経営委員会に報告した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(4) フロントの運用専門職人材の新規採用を行うとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査、LPSの評価・選定を実施した。また、ミドルチームについては、法人内での人事異動も活用しながら業務知識・ノウハウの共有、人材育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一</p>	<p>整備を行ってきたLPS（投資事業有限責任組合／リミテッドパートナーシップ）手法により（※）、プライベート・エクイティ分野で2案件、不動産分野で1案件の投資契約を締結したほか、</p> <p>※ 2017（平成29）年9月に政令改正し、運用対象となる有価証券として追加。投資スキームをシンプルにすることで、投資先の情報をより速やかに把握できるとともに、リスク管理の強化を図りつつリターン向上が期待できることから、海外の年金基金等でもオルタナティブ投資を行う場合に活用されている。</p> <p>・ 既存分野での投資も進展したこと等により資産額が着実に増加しており、2022（令和4）年度末のオルタナティブ資産の時価総額は2兆8,345億円（前年度末対比で約6,800億円の増加）、年金積立金全体に占める割合は1.38%（2021（令和3）年度末は1.07%）と上昇している。</p>
--	--	--	---	---	--	---

	<p>は、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保及び外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、ミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。また、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。</p> <p>加えて、個別</p>	<p>アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、専門性を有する外部人材の更なる活用の検討も含めたミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることにより、適時適切に対応する。</p> <p>③ オルタナティブ投資において、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で、他のアセットオーナーとの戦略的パートナーシ</p>	<p>収益力の向上や流通市場の整備を含む市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で慎重な取組を進めているか。</p> <p>さらに、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を行っているか。</p>	<p>て、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。これらに加え、プライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等を深掘りし、各資産におけるパフォーマンス評価のためのベンチマークの導入に向けたメリット・デメリットの把握に努め、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に注力した。また、投資パフォーマンス状況については、投資戦略部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポートングを実現した。加えて、バック機能を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を効かせる一方、L P S への新規投資開始等については、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。</p> <p>加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。具体的には、契約書類のレビューを行うことができる弁護士2名を採用するとともに、増大するオルタナティブ投資の法務ニーズに対応するため外部弁護士複数名がインハウス弁護士(社内弁護士)に準じて業務を行うプログラムを導入することにより、令和4年度においては、シングルファンドにつき3件の新規案件、また、既存の FoF につき契約変更等に係る法務支援を行うことができた。</p> <p>③ コア投資による安定した収益力を確保する目的でのL P S を活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、インフラストラクチャー分野でパートナー候補として選定した2投資家と共同投資の実現に向けた契約内容等詳細の検討を継続していたが、1投資家とは投資条件が折り合わず交渉を取り止めた一方、2投資家のうちもう一方の投資家とは共同投資開始に向けた交渉を継続しており、主要条件について投資委員会にて承認した。また、戦略的パートナーシップ投資に関する取組については、国内不動産について、前年度に開始した運用機関の公募にかかり、応募運用機関からの提案を検討、投資候補先の選定を進めている。加えて、3資産(プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産)とともにL P S への投資にかかり優良運用機関が募集、運用するシングルファンドへの投資を検討し、プライベート・エクイティ分野で2つのL P S、不動産分野で1つのL P S への投資</p>	<p>層活用し、業務の効率的運営を行った。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、ボラティリティが高まっている投資環境下において、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングを行い、効率的かつ早期の問題発見に注力した。オルタナティブ資産のリスク管理については、引き続き運用リスク管理室と協働し、オルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の深化に努めた。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。</p> <p>さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能の充実・強化については、①専門性を有する外部の弁護士事務所の活用、②契約書類のレビューができる弁護士2名を採用、③外部弁護士複数名がインハウス弁護士(社内弁護士)に準じて業務を行うプログラムを導入するなど、大幅に進捗した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>オルタナティブ資産固有の考慮要素の十分な検討等も行いつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産プライベート市場、上場市場データと投資先とのパフォーマンス比較分析 各投資先の NAV (Net Aseet Value 純資産総額) の変動要因分析 オルタナティブ資産の収益率 (IRR : 内部収益率) と伝統資産収益率 (TWR : 時間加重収益率) の差異要因の詳細分析 <p>といった取組に加え、オルタナティブ各資産におけるパフォーマンス評価のためのベンチマークの導入に向けたメリット・デメリットの把握に資するよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> プライベート資産と上場資産との連動性検証 統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証を前年度以上に深化 上場市場のパフォーマンス比較に資するよう、類似の上場市場のベンチマークを調査・選定し、試行的なパフォーマンス評価を開始 今後のリスク管理態勢の強化に向けて、海外機関投資家
--	--	--	---	---	--	---

	<p>性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。</p>	<p>ップ投資やシンダルフアンドへの投資についての検討を進める。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。</p> <p>④ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークに基づき、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。</p>		<p>コミットメントを実施した。</p> <p>リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によりリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理室と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。</p> <p>④ オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。</p> <p>ア. オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定</p> <p>令和4年度においては、不動産分野で海外市場にかかる運用受託機関を1社選定した。選定にあたっては、引き続き、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用している。また、国内不動産分野では、新規投資機会の発掘のため、公募による運用受託機関の選定プロセスを継続している。さらに、今後の長期的な投資収益の確保の観点から、プライベート・エクイティ分野で2つのLPS、不動産分野で1つのLPSへの投資コミットメントを実施した。</p> <p>イ. オルタナティブ資産への投資</p> <p>令和5年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、2兆8,345億円となり、令和4年3月末から約6,800億円増加した。年金積立金全体に占める割合は、1.38%となった。</p> <p>インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在の残高は1兆4,478億円となった。</p> <p>プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在の残高は4,673億円となった。</p> <p>不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在の残高は9,194億円となった。</p>		<p>におけるリスク管理状況を把握</p> <p>等、資産管理の強化、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に注力するとともに、他部門との連携・機能集約でバック機能の充実も図った。</p> <p>また、個別性の高い同投資に対応する法務機能の更なる強化を実施し、新規案件の契約等に際し適切な支援がなされている。</p> <p>以上のような法人における運用の多様化・高度化の取組は、運用収益の源泉の多様化を通じて長期的な収益の向上に資するものであり、新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用の多様化・高度化に取り組むことが望まれる。</p> <p>オルタナティブ投資の推進に当たっては、</p>
--	---	---	--	---	--	--

					<p>ウ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築</p> <p>オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。令和4年度においては、税務コンサルタントを活用し、候補先国の税制当局と交渉を継続している。</p> <p>エ. モニタリング、リスク管理の体制強化</p> <p>平成29年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和4年度より開始したLPS投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続した。</p> <p>運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施している。加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのデータフォーマットの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から令和4年10月に既往システムの更改、新システムへの移行を円滑に実施し、更なる機能拡充の検討を行っているところである。</p>	<p>〈課題と対応〉</p> <p>○オルタナティブ投資の着実な実施とリスク管理</p> <p>平成25年度に当法人がオルタナティブ資産への投資を開始してから、まもなく10年が経過する。この間、オルタナティブ資産の残高は着実に増加し、令和4年度末には約2.8兆円に達しており、法人ポートフォリオ全体に占める割合も上昇している。</p> <p>オルタナティブ資産は市場における流動性が低いため、債券や株式のようにリアルタイムに時価を把握することができないという特性がある。オルタナティブ資産の評価額の変化が法人全体のポートフォリオに反映されるまでには、数か月のタイムラグが生じる。</p> <p>このため、法人ポートフォリオ全体に占めるオルタナティブ資産の割合が増加するにつれて、資産全体のリスク量に与える影響も増大している。</p>	<p>伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、経営委員会と執行部が適切に役割分担をしつつ、適時に適切な内容で両者間で案件に関する情報共有を行うよう引き続き留意されたい。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>令和4年度は、オルタナティブ資産が資産全体のリスク量に与える影響についての把握・分析、パフォーマンス検証に資する各市場におけるベンチマークの調査等に取り組んできたところであるが、今後とも、オルタナティブ資産への投資と法人ポートフォリオ全体のリスク管理の両立を図っていく必要がある。</p> <p>○I-2の「課題と対応」も参照。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報							
該当なし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	運用受託機関等の選定、評価及び管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
運用受託機関のファンド数	運用受託機関等の適切な選定・管理	111 ファンド	117 ファンド	122 ファンド	161 ファンド				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
運用受託機関等の評価に基づく資金配分の見直し等を実施した回数	運用受託機関等の選定・評価・管理の強化	8 件	9 件	4 件	1 件			決算額（千円）					
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 (1) 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 (1) 運用受託機関とのミーティングについては、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング(*)をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制としている。 (*) 平成 29 年 6 月制定（令和 2 年 2 月一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について	<評価と根拠> 評価：A 「運用受託機関等の選定、評価及び管理」は、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとることとされている。 令和 4 年度は、更なる収益の源泉の多様化を目指す取組として、北米地域における外国株式のアクティブファンドの選定を実施し、定量的分析を行うコンサルタントを活用しな	評価	A <評価に至った理由> 中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとることとしている。 この事項は、効率的な運用実施の主要な役割を果たすことから、重要度が高いものと

<p>行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。</p> <p>【重要度高】</p> <p>上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。</p> <p>超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。</p> <p>また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。</p>	<p>(2) 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等を適切に行っ</p>	<p>評価のためのミーティング。</p> <p>(2) 国内債券パッシブの選定を実施し、付加価値創出力やリバランス対応力の高い4社を継続もしくは新規採用した一方、1社を解約した。</p> <p>北米地域における外国株式アクティブの選定を実施し、定量的分析を行うコンサルタントを活用しながら、銘柄選択能力が高いと評価した19ファンドを新たに採用し、合計約2兆円の配分を実施した。</p> <p>先進国(除く日本)における外国株式アクティブの選定を開始した。</p> <p>【運用受託機関の管理及び評価】</p> <p>ア 運用受託機関の管理は、少なくとも毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。</p> <p>選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかをミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。</p> <p>令和4年度においては、ミーティングの実施のほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。</p> <p>ファンドモニタリングの向上のため、運用機関とのミーティングの充実にも努めた。具体的には、懸念等があるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施するようにした。</p> <p>令和4年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対し解約・警告・警告解除を行うなど評価の変更に応じて適切な対応を実施した。</p> <p>解約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内債券パッシブ…1ファンド <p>警告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国債券アクティブ…1ファンド <p>警告解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内株式パッシブ…1ファンド <p>イ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、以下のファンドを選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券について、NOMURA-BPI パッシブ3ファンド ii 外国債券について、米国及び欧州の投資適格社債及びハイイールド社債パッシブ4ファンド(令和2年度に選定した多様なベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託機関での新設) 	<p>がら、銘柄選択能力が高いと評価した19ファンドを新たに採用し、合計約2兆円の配分を実施した。また、先進国(除く日本)における外国株式のアクティブファンドの選定を開始した。</p> <p>さらに、運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、国内債券についてはNOMURA-BPIをベンチマークとするパッシブファンドを3ファンド、外国債券については米国及び欧州の投資適格社債及びハイイールド社債のパッシブファンドを4ファンド選定した。</p> <p>国内債券におけるアクティブ運用では超過収益獲得のため、5ファンドから約2.2兆円を一部回収し、同額を7ファンドへ再配分することを決定した。パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、外国債券、外国株式の5アクティブファンド(資産額合計約3.3兆円)を解約したとともに、外国債券及び外国株式の7アクティブファンドの解約を決定した。</p> <p>ファンドモニタリングの向上のため、運用機関とのミーティングの充実にも努めた。具体的には、パフォーマンスの懸念等があるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施するようにした。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 運用受託機関等の選定・管理の強化については、北米地域における外国株式アクティブ運用の選定に際して定量的分析を行うコンサルタントを活用し、超過収益獲得能力が高いと認められる19ファンドを採用した。</p> <p>また、既存ファンドに対しては少なくとも年に1度総合評価を行っており、この総合評価の結果に基づき、資金配分の</p>	<p>している。</p> <p>これに対し、法人においては、引き続き運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、リスク管理ツール及びRPA(Robotic Process Automation;情報の自動処理)等も活用してファンドの状況等のモニタリングを日々効率的・効果的に行うことにより、法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を継続した。</p> <p>また、ポートフォリオの最適化(収益率向上とリスク削減)、運用の効率化に資するよう、以下の運用機関選定、変更等の取組を適切に実施した。</p> <p>パッシブ運用では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内債券では、NOMURA-BPIをベンチマークとするパッシブ3ファンドを選定 ・外国債券では、法人の判断で社債等への資金配分を柔軟に変更できるよう、2020(令和2)年度に選定した、多様なベンチマークでの運用が可能な運用受託機関において、地域別(米国及び欧州)の投資適格社債及びハイイールド社債のパッシブ4ファンドを選定 <p>アクティブ運用では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北米地域における外国株式のアクティブファンドの選定を実施。定量的分析を行うコンサルタントを活用
--	---	---	--	---	---	---

		<p>ているか。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案しているか。</p>	<p>(2) 超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を行</p>	<p>iii 外国株式について、北米地域における株式アクティブ 19 ファンド</p> <p>ウ パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、外国債券、外国株式の 5 アクティブファンド（資産額合計約 3.3 兆円）を解約した。加えて、外国債券及び外国株式の 7 アクティブファンドの解約を決定した。一方で、安定的な超過収益の確保が見込める北米地域における外国株式 19 アクティブファンドを新たに採用し、合計約 2 兆円の資金を配分した。また、国内債券アクティブ運用では超過収益獲得能力の向上のため、5 ファンドから約 2.2 兆円を一部回収し、同額を 7 ファンドへ再配分することを決定した。</p> <p>エ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）及びビジネスインテリジェンスツールを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析業務により多くの時間を割くことが可能となった。</p> <p>オ 分析ツールである Aladdin の活用により独自に分析を行えるようになり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。</p> <p>カ 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和 4 年度収益額：190 億円</p> <p>キ 自家運用に係る取引先については、取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行った。債券の売買の取引先は、18 社中 17 社を「継続」、1 社を「継続判断保留」とした。株価指数先物取引先は、6 社全てを「継続」とし、短期資産の運用先は、15 社中 14 社を「継続」、1 社を「継続判断保留」とした。</p> <p>資産管理機関の変更に伴う、自家運用に係る新たな債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先とすることに問題がないことを確認した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考)</p> <p>令和 4 年度の収益額</p> <p>国内債券ファンド 収益額：8 億円</p> </div>	<p>見直し等を行った。令和 4 年度においては、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約…国内債券パッシブ 1 ファンド ・警告…外国債券アクティブ 1 ファンド ・警告解除…国内株式パッシブ 1 ファンド <p>パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たな ESG 指数、外国債券について米国及び欧州の 10 年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債ファンドの新設を決定した。</p> <p>令和 4 年度においては、グローバル不動産分野で行ってきた運用受託機関の選定が完了し、オルタナティブ 3 資産各分野で整備を進めてきた FoF のマネジャー・ストラクチャーの構築が完了した。加えて、収益性の改善の観点より国内不動産分野にて新たな運用受託機関の選定に向けて取り組んだ。</p> <p>なお、主要先進各国市場に投資を行う既存のグローバルインフラストラクチャー及び不動産マダートでは、運用受託機関との間で、FoF レベルでの為替ヘッジプログラムを導入し、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、運用受託機関とのアラインメントを向上させるため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しを実施した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(2) 評価手法の高度化については、北米地域における外国株式アクティブ運用の選定においてパフォーマンスの定量的分析を行うコンサルタントを活用し、運用受託機関の超過収益獲得能力の評価を行った。</p> <p>また、パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させる</p>	<p>し、データサイエンスに基づき、銘柄選択能力が高いと評価した 19 ファンドを新たに採用（合計約 2 兆円を配分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進国（除く日本）における外国株式のアクティブファンドの選定を開始 ・国内債券では、超過収益獲得のため、5 ファンドから約 2.2 兆円を一部回収し、同額を他の 7 ファンドへの再配分を決定 ・パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、外国債券、外国株式の 5 アクティブファンド（資産額合計約 3.3 兆円）の解約とともに、外国債券及び外国株式の 7 アクティブファンドの解約を決定 <p>また、年次の総合評価を踏まえ、国内債券パッシブ 1 ファンドを解約する等、各運用受託機関の評価に応じて適切な対応を実施した。</p> <p>これらの取組によって、年度を通じて市場環境が不安定な中で収益率の低下に対してできる限りの抑制を行い、年度終了時点での資産全体での収益確保及び市場全体での超過収益率の概ね確保につながったと考えられる。</p> <p>さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関に対しては、定期的に運用実績やリスクの状況の報告を求めるとともに、ファンドモニタリングの向上のため、パフォー
--	--	--	--	--	---	--

		<p>(3) オルタナティブ資産については、マネジャー・エントリー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。</p>	<p>っているか。</p> <p>(3) 運用の多様化・高度化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用</p>	<p>(3) オルタナティブ資産についての取組</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関（FoF やゲートキーパー）の選定】</p> <p>運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。</p> <p>令和4年度においては、グローバル不動産分野において、前年度に最終選考先として絞り込んだ運用受託機関1社と契約締結を完了した。なお、選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用し、採用した運用受託機関の間では当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。</p> <p>また、国内不動産分野においても新たな投資手法を活用した投資に関する運用受託機関の選定に向けて取り組んだ。特に運用受託機関とのアラインメントの確保、潜在的な利益相反軽減に重きを置いた審査を進めてきており、契約締結に向けた条件協議を続け、投資委員会にて承認した。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】</p> <p>採用した運用機関の管理は、月次及び四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。令和4年度においては、インフラストラクチャー分野、国内外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関と上記のような定期的なミーティングを実施し、パフォーマンスの動向、リスクの所在の早期把握に努めた。</p> <p>【オルタナティブ資産への投資】</p> <p>インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在の残高は1兆4,478億円となった。</p> <p>プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在の残高は4,673億円となった。</p> <p>不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在の残高は</p>	<p>ことを目的に、国内株式について新たなESG指数ファンド、外国債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定した。</p> <p>株式のステewardシップ責任に係る評価については、より実質的な活動を評価できるように令和2年度に変更した評価体系で評価を実施し、ステewardシップ活動原則及び議決権行使原則での要請事項をベースにヒアリングを実施。運用受託機関の活動状況の評価を行った。また、令和4年度から、債券のステewardシップ責任にかかる評価も開始し、全資産で評価を実施した。（I-6参照）</p> <p>オルタナティブ投資の各ファンドの選定時には、伝統的資産の期待収益に対し流動性プレミアムを付加した収益の確保を判断基準の一つとして従来から組み入れている。また、新たに行ったLPSへの投資においてはより定量的なパフォーマンスデータの分析に重きを置いた評価を行った。運用受託機関のステewardシップ活動の評価については、海外年金基金におけるESG活動の評価事例調査や外部コンサルタントからの助言を参考に、当法人としての運用受託機関のESG活動に対する評価体系を整理した業務マニュアルに沿って業務を進めている。さらに、令和4年度も業務方針における日本版ステewardシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、より付加価値の高い運用受託機関の採用に向けた評価手法の高度化を達成した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(3) 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやBCP（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストデ</p>	<p>マンス懸念等があるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施</p> <p>・ 運用部門のミドル・バック業務を担う部署に、金融業界出身者を新たに採用・配置（計2名）</p> <p>といった、運用機関管理の充実や法人内の体制強化に資する取組も行った。</p> <p>なお、法人の資産全体でのベンチマーク対比超過収益率の要因のうち、ファンド要因（個別ファンドとマネジャー・ベンチマークの収益率の差）はプラス（+0.11%）（前年度は-0.07%）となっている。</p> <p>以上のような運用受託機関等の選定・管理の強化及び資金配分の見直しに加え、更なる収益の源泉の多様化のための取組は、法人のポートフォリオの最適化、さらには将来にわたって運用資産全体の長期的なリターン向上など運用目標の達成に寄与する重要な取組として評価できる。</p> <p>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることか</p>
--	--	--	--	--	--	---

			<p>及び運用データの利活用の促進を行っているか。</p> <p>(4)運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を行っているか。</p>	<p>9,194億円となった。</p> <p>【モニタリング、リスク管理の体制強化】</p> <p>平成29年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和4年度より開始したLPS投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続した。</p> <p>運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施している。加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのデータフォーマットの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から既往システムから新システムへの更改を円滑に実施した。</p> <p>(4)運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界出身者を採用・配置し(正規職員2名(企画役1名、主事1名))、同部の体制強化を図った。</p>	<p>ィを含む)の最適化を進めた。また、運用機関のパフォーマンス及びマネージャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI(ビジネスインテリジェンス)ツールの利用環境の改善及び拡大を行った。加えて、投資判断用のデータサービスについて、ユーザー向けの研修を実施するとともに、データ利活用を推進するため、各種仕様の変更や品質管理向上のためのモニタリングを実施した。(I-5参照)</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4)運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界出身者の正規職員2名(企画役、主事)を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし。</p>	<p>ら、「A」と評価する。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。</p>	
--	--	--	--	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>該当なし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した上で、必要な措置を実施した回数	適切なリスク管理	月 1 回以上	54 回	56 回	58 回				《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数	適切なリスク管理	10 回	28 回	242 回	242 回								
各種リスク管理の状況を経営委員会に報告し、経営委員会でモニタリングを実施した回数	適切なリスク管理	4 回	14 回	13 回	13 回								
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6. リスク管理</p> <p>年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。</p> <p>適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。</p> <p>また、ワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。</p> <p>また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。</p> <p>また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。</p> <p>また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。</p> <p>リスク管理の状況については、毎回の経営委員会において、理事長から報告を行い、管理運用業務担当理事からもより詳細な報告を行い、さらに執行部からも毎四半期の運用リスク管理状況等を報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行った。このほか、経営委員会におけるモニタリングに資するため、執行部による運用リスク管理の実務に関する説明も行った。</p> <p>オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資室と第二線部署の運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量・定性データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を継続している。</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>＜評価と根拠＞</p> <p>評価：S</p> <p>令和3年度後半より市場変動が大きな状況が継続する中、令和4年度もリスク管理の強化に取り組んだ。</p> <p>パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化し、適時適切なリバランスに活用した。①実ポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数は58回（基準値比約4倍強）、②リスク分析・評価及び複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行った回数は242回（基準値比約24倍）となった。</p> <p>法人がポートフォリオ全体を一体的に管理運用する体制が整ったことも受けて、リスク管理面で新たな取組を実行した。基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析等については、オルタナティブ資産が資産全体に与える影響が大きくなる中、新たにオルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響も把握・分析した。従来から行っているリスク分析においても、ファンド要因やベンチマーク要因をより細分化し、リスクファクターと関連付けた分析の拡充を実施するなど精緻化を進めた。各オルタナティブ資産のリスク・リターン特性の実態に応じたプロキシ比率の変更も実施した。</p> <p>資産全体のリスク管理では、リスク管理ツール（Aladdin及びBarra one）、リスク計測に用いるデータ（ABOR（会計用データ）及びIBOR（投資判断用データ））、リスク計測の際の観測期間や保有期間も複数用いて適時適切に計測し、複眼的なリスク管理を実施した。年度末における金融市場の混乱にも迅速に対応した。</p> <p>各資産においても、リスク管理をさらに強化した。具体的には、①北米地域における外国株式のアクティブファンドへの投資に当たっては、パッシブファンドの設定も併せて行い、</p>	<p>評価</p> <p>S</p> <p>＜評価に至った理由＞</p> <p>中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ること、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこととしている。</p> <p>この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことに対応した資産全体のリスク管理の強化や、2021（令和3）年度後半から引き続きボラティリティが大きい市場環境に対応したきめ細かなリスク管理として、以下の取組を行った。</p> <p>①基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析の充実</p> <p>・基本ポートフォリオとの乖離状況を、従来の会計・開示用データ（AROR）に加え、投資判断用データ（IBOR）も</p>		

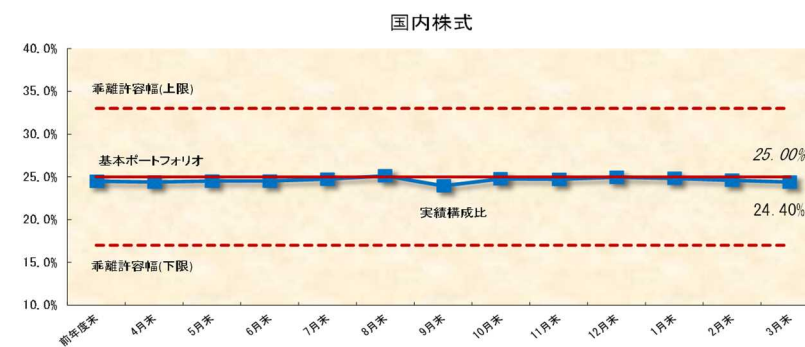
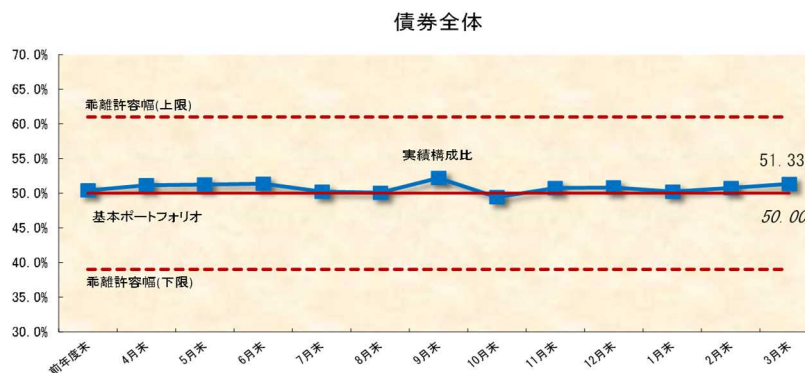
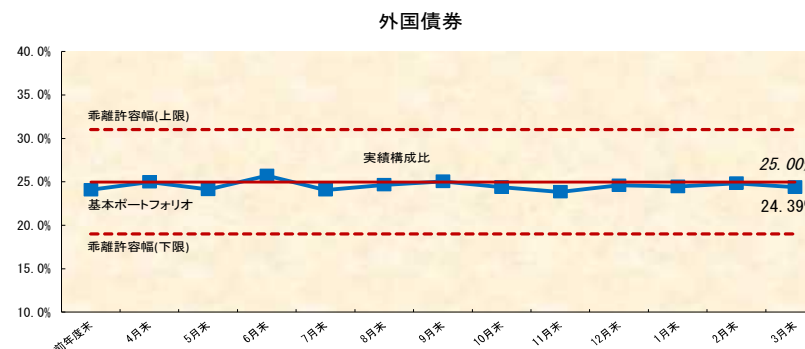
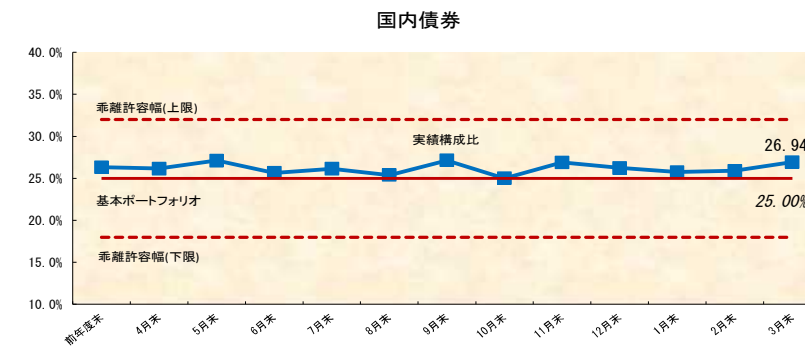
<p>経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。</p> <p>【重要度 高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p>	<p>託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講ずる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p>	<p><評価の視点> (1) 年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1</p>	<p>① 資産全体 【乖離状況の把握等】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を ABOR (会計用データ) ベース及び IBOR (投資判断用データ) ベースで引き続き適時把握した。また、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、約定日ベースや決定したリバランス情報もタイムリーに反映し、基本ポートフォリオをより適切に管理した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和4年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 また、市場分析については令和4年度には定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 ポートフォリオを一体として運用していく中、リスクを資産全体で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、資産横断でリスク分析が可能な Aladdin や Barra one で各々のモデル及びファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、投資戦略とその結果の関係をリスクファクター別に複眼的かつ多角的な角度から分析し、PDCAサイクルの精度向上を図った。 また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響を除いた分析も行ったほか、欧米債券の指数会社と信託銀行の評価タイミングの相違の影響を分析し、より詳細な分析を行った。さらに、ベンチマーク要因やファンド要因について、より投資行動に沿った精緻な分析を行うため、新たにファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分析を行い、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて適時多角的に分析した。 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数58回(基準値比約4倍強)、②リスクを確認し、リスク負担の程度分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を</p>	<p>アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正 (I-3参照)、 ②令和4年度中に外国株価指数先物取引を開始し、機動的なリバランスを実施 (I-3参照) した。 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整し、過大なインパクトがないように執行を行ったとともに、事後検証も都度実施した。(I-1参照) 令和4年度の超過収益率についてはベンチマーク並みを確保し、収益率についてはプラスとなった。代表的なリスク指標では、推定トラックエラーは16bp~44bp(令和4年度末は26bp、令和3年度は18bp~35bp)、VaRレシオは1.00~1.04(令和3年度は1.00~1.03)と引き続き低水準で推移した。上記のような取組が奏功し、世界的なインフレ率の急上昇を背景とした各国の金融引締め政策の中で、市場のボラティリティが高まり、米欧で連鎖して金融機関が破綻するに至るなど様々な不確定要素が生じた中でも、リスクを前年度並みの低水準に抑制した。 年度を通じて市場のボラティリティが大きな環境が継続した中で、新たな取組も積み重ねてリスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益をおおむね確保したことは、当法人の目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたと考えられる。 以上により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたと考えられることからSと評価する。</p> <p>【評価の視点】 (1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を、ABOR (会計用データ) 及び IBOR (投資判断用データ) ベースで適時適切に把握し、経営委員会への報告も適切に行ったことから、所期の目</p>	<p>活用して引き続き迅速にデータ収集、分析</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理ツールを複数活用して (Aladdin 及び Barra one) 基本ポートフォリオの収益率との乖離要因分析を引き続き日次ベースで適時適切かつ複眼的に把握 市場の定量分析を強化、地政学的リスクの分析等を含め多面的分析を行い、資金配分・回収に活用 これらにより、把握したリスクの要因分析及び評価をもとに機動的なリバランスの検討等を実施しつつ、週次で投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着するとともに、2022 (令和4) 年度末の金融市場の混乱にも速やかに対応できた。 <p>②資産全体のリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の観測期間や保有期間で、資産全体のリスク管理指標 (推定トラックエラー (※1) やVaRレシオ (※2) 等) を計測・詳細分析し、投資判断に活用 ストレステスト (一時的な影響だけではなく中長期的な影響を重点的に分析) を実施 <p>(※1) 目標とするベンチマーク収益率と運用ポートフォリオの収益率との差 (超過収益率) の標準偏差で表すもの。分析ツール等を用いて構成される銘柄間の相互依存関係を統計的に推計して計算。</p>
---	---	---	--	---	---	--

回把握し、必要な措置を講じているか。

(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行っているか。

実施した回数 242 回（基準値比約 24 倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動の P D C A サイクルを回す体制が定着している。

●基本ポートフォリオとの乖離状況



標を上回る成果が得られたと考える。

(2) 市場分析については、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。ポートフォリオを一体として運用していく中、資産全体のリスク管理の重要性が増してきており、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価を Aladdin 及び Barra one により分析し、両ツールでの複眼的な分析を適時適切に実施した。

また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、オルタナティブ資産が資産全体に与える影響が大きくなる中、オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響も把握・分析したほか、ポートフォリオを一体として運用するのに合わせ、ファンド要因やベンチマーク要因の分析において、新たにファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分解し、リスクファクターと関連付けた分析の拡充を実施するなど、分析の精緻化を進めた。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

(※2) リスク量の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示す指標。1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。

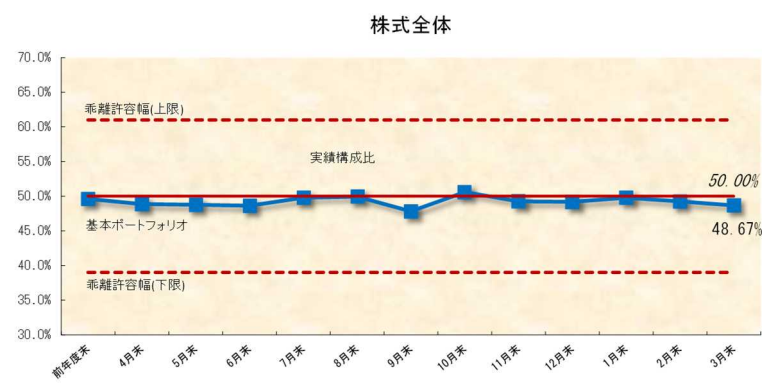
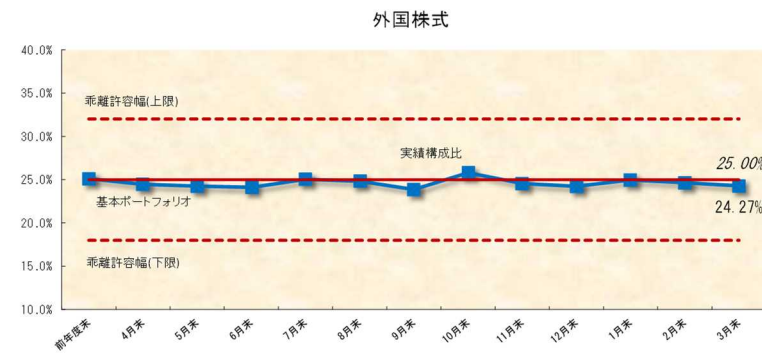
③経営委員会によるモニタリング
引き続き、経営委員会で毎回、理事長に加え管理運用業務担当理事兼CIOからもより詳細なリスク管理状況等を報告

④リスク管理強化のための体制整備

- ・ リバランスのための専門チームが、市場影響を抑制するため、執行方法を運用機関ときめ細かく調整の上、適時適切にリバランスを実施
- ・ ミドル部署に加え、フロント部署でもリスクの把握・分析を実施し、法人全体でのリスクの把握・分析、機動的な対応力を向上、オルタナティブ投資のリスク管理体制も強化

また、ポートフォリオ全体を一体的に管理運用する体制が定着したことから、新たな取組に注力し、リスク管理を強化している。

資産全体でのベンチマーク収益率の確保に向けて、ポートフォリオ全体を一体で運用していく中で、リスクを資産全体で詳細に分析及び評価する重要性が増していることから、



【資産全体のリスク管理】

ポートフォリオを一体として運用していく中、資産全体でのリスク管理の重要性が増してきており、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間2年及び5年）やVaRレシオ（実績ポートフォリオのVaR÷基本ポートフォリオVaR）を始めとする各種リスク指標をより詳細に分析するために、リスクファクター別に、複数のリスク管理ツール（Aladdin及びBarra one）、複数のデータ（ABOR（会計用データ）及びIBOR（投資判断用データ）に基づくデータ）で、日次ベースでタイムリーに把握し、きめ細かな複眼的なリスク管理を実施した。また、こうした情報を多角的に分析するために、ビジネスインテリジェンスツールで、個別やグループ別のベンチマークベース、外部委託先を会社別及びグループ別に分析した。

令和4年度は年度前半に国内外の金利差が拡大し、12月に日本銀行が金融緩和策を修正し、令和5年3月には米欧で連鎖して金融機関が破綻するに至り、マーケットが大きく変動したのを受けて、ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、リスクファクターやセクター等にショックを与え、収益額及び超過収益額への影響を分析するストレステストをより詳細かつ高頻度で実施した。

令和4年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラーは16～44bp（1bp=0.01%）、②VaRレシオは1.00～1.04（令和3年度は1.00～1.03）と低位で推移した。

⑤ポートフォリオ全体を俯瞰したリスク管理

- ベンチマーク収益率との乖離要因の分析に当たって、ベンチマーク要因やファンド要因について、新たにファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分解し精緻化を推進。BI（ビジネスインテリジェンス）ツールを活用して適時多角的に分析。
- リスク管理ツールを活用した複眼的かつ多角的な分析により、市場リスクについて、各資産ベースに加え資産をまたいだリスク管理を実施（年限別の金利やデューレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式の合算ベースでも分析。為替リスクや金利リスク等についても、資産をまたぎポートフォリオ全体でリスクマネジメントを実施）。

⑥オルタナティブ資産が資産全体に与える直接的及び間接的な影響を把握・分析

- オルタナティブ資産の年金積立金全体に占める割合の増加に伴い、流動性が低く時価が即時に把握できない等オルタナティブ資産特有のリスク管理の難しさも相まって、各資産におけるトラッキングエラーの要因となる等資産全体のリスクに与える影響が増大していることを踏まえ、リスク管

② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

(3) 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等及び外国資産のカントリーリスクの注視を適切に行っているか。

② 各資産

【各資産のリスク管理】

複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデレレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。

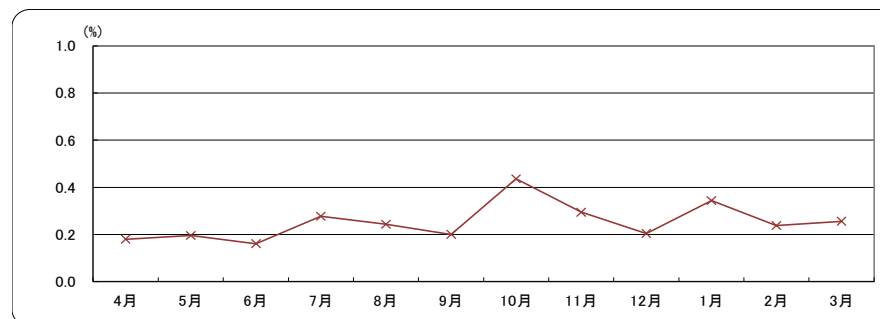
流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を日次ベースで把握した。

信用リスクについては、前年度の外国債券アクティブファンドに加え、令和4年度は国内債券アクティブファンドについても、クレジット投資の保有状況のモニタリングの範囲を拡充し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。

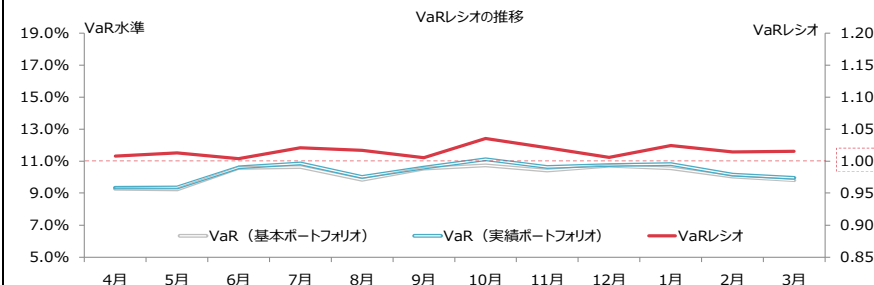
カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。

令和4年度を通じて、カントリーリスク及び信用リスク上のリスクイベントが勃発するなかで、適時適切なリスク分析を行った。

〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉



〈VaR レシオの推移〉



(3) 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデレレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。

流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を日次ベースで把握した。

信用リスクについては、外国債券アクティブファンドだけでなく国内債券アクティブファンドについても、クレジット投資の保有状況のモニタリングの範囲を拡充し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握

理ツールを活用し複眼的なリスク管理を推進。併せて、各オルタナティブ資産のリスク・リターン特性の実態に応じたプロキシ比率（基本ポートフォリオにおける伝統4資産（債券、株式）への按分の割合）の変更も実施（2023（令和5）年度から適用）。

さらに、

⑦北米地域における外国株式のアクティブファンドへの投資に当たり、パッシブファンドの設定も併せて実施
・ アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウェイトを調整し、適切に分散

⑧外国株価指数先物取引の開始
2021（令和3）年度に開始した国内株価指数先物取引に続き、2022（令和4）年度より外国株価指数先物取引を開始。リバランスに当たっての保有原資産売買の一時的代替となるよう利用することにより、以下の効果。

- ・ 迅速に売買できる株価指数先物を活用することで、リバランスの投資判断から執行までの時間を短縮
 - ・ 先物の損益とヘッジ対象となるファンドの損益が相殺又は軽減されることで価格変動リスクを抑制
- これらにより、市場急変時も含め、より機動的、効率的なリバランス対応が可能となっ

	<p>③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。</p>	<p>③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制</p>	<p>(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価を行っているか。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行っているか。</p>	<p>③ 各運用受託機関 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。 ウ 運用に関するミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。なお、スチュワードシップミーティングに関しては内外株式運用受託機関全社と実施した。 エ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 オ 投資判断用データを活用し、運用受託機関から受領する速報性の高い本データと資産管理機関から受領する会計開示用のデータの両方の特性を踏まえたリスク管理が実施されている。 カ オルタナティブ資産のデータ管理ツールについては関係各部と緊密に連携を取り、長期的に安定運営を行う観点より新たに開発したインハウスのデータベースへの切り替えを円滑に実施できた。</p>	<p>握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。また、運用体制の変更があった場合に、随時ミーティングを行った。 さらに、特定の運用スタイルに偏っていないかをモニタリングしており、適切な管理を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	<p>た。 ※ 2018 (平成 30) 年に G P I F が直接行える運用方法として株価指数先物取引が追加され、2021 (令和 3) 年度から運用運始。リスク管理手段として流動性等から有効であることに鑑み、法令において損失の危険の管理目的に限って利用することとされている。 こうした取組により、資産額の拡大、年度を通じて市場変動が大きな環境の中でも、運用リスクを引き続き低水準に抑制した。 ・推定トラッキングエラー: 16bp~44bp と低位で推移、年度末で 26bp (前年度末の 28bp から低下) ・VaR レシオ: 1.00~1.04 と低位で推移 (前年度は 1.00~1.03) 等 以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、基本ポートフォリオに沿った機動的・効率的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、資産全体でのベンチマーク収益率(累積3年間)確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、新たな取組で対応を充実強化していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量</p>
--	--	---	---	---	---	---

		<p>の変更を把握し、コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。</p> <p>さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、令和3年度に導入した投資判断用データベースの活用、オルタナティブ資産のデータ管理ツールの更新を含む関連ツール等の整備、及びこれらの運用の改善を図るとともに、データマネジメントオフィス（データの管理方針の策定やデータの信頼性</p>	<p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】</p> <p>インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。</p> <p>また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。</p> <p>加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。</p> <p>そうした運用受託機関からの定期的レポートを基に、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに加え、各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、定量的リスク管理指標を注視案件の抽出基準として設けた個別案件モニタリングを実施し、問題の早期発見に努めた。さらに、各 FoF の NAV 変動要因分析、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとの PME+手法（オルタナティブ投資のキャッシュフローを伝統資産のベンチマークの売買に置き換えて計算する手法）によるパフォーマンス比較により超過収益の源泉を明確化し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス・リスク計測・分析手法の高度化を図った。これらの各種分析については、運用リスク管理室と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。</p> <p>【データマネジメントオフィス】</p> <p>令和4年度よりシニア IT アドバイザーが参画。DMO（データマネジメントオフィス）の整備の検討を含め、当法人の運用の多様化・高度化のためのデータ活用基盤の構築に向けた中長期的な構想の策定に着手した。</p>	<p>的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、適切かつ効率的なリバランスの実施や運用の高度化・多様化に対応するリスク管理の検討など、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。</p>
--	--	--	--	--

	<p>を確保するための要件を定義するなど、データ基盤の位置づけを明確化し、継続的にデータ基盤を最適化する体制)の整備を進める。</p> <p>④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。</p>	<p>④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理す</p>	<p>(5) 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各社の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価を行っているか。また、資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進めているか。</p>	<p>④ 各資産管理機関 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやBCP(事業継続計画)も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関(グローバルカस्टディを含む)の最適化を進めた。 エ 資産管理機関における体制変更等については、資産管理に影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和4年度においては、3社17件の人事異動等による体制変更を確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。 カ 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、投資判断用のデータサービスを通じて、迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用した。</p>	<p>(5) 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すなどの対応を行った。 また、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備が図られている。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

	<p>る。</p> <p>BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進める。</p> <p>⑤ 自家運用 運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。</p> <p>⑥ トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理</p>	<p>⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。</p> <p>⑥ トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理</p>	<p>(6) 自家運用において、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理しているか。</p> <p>(7) 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行っているか。</p>	<p>⑤ 自家運用 令和4年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管理を行っている。</p> <p>自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券の売買の取引先としての証券会社は、18社中17社を「継続」、1社を「継続判断保留」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、15社中14社を「継続」、1社を「継続判断保留」とした。 <p>なお、インハウス運用室では、各ファンドにおいて月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券ファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク及び約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、デリバティブファンドでは証拠金の管理について、運用方針に基づき、遵守している。</p> <p>⑥ トランジションマネジメント 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用受託機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。</p>	<p>(6) 令和4年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(7) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	--	---	---	--	---	--

<p>する体制及び仕組みの整備を行う。</p> <p>(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等</p> <p>運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。</p> <p>また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変</p>	<p>する体制及び仕組みの整備を行う。</p> <p>(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等</p> <p>運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。</p> <p>また、投資判断用データベースや各種ツール等による適時的確なリスク情報の収集・分析、データ利活用改善策の立案などのP D C A</p>	<p>(8) ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制整備を行っているか。</p> <p>(9) リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスクや長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進</p>	<p>(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等</p> <p>リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、複数のリスク管理ツール (Aladdin 及び Barra one) でオルタナティブ資産の資産全体への直接的及び間接的な影響を分析し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数 (Aladdin 及び Barra one) 用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。</p> <p>運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することを目的として、投資判断用データサービスを継続した。</p> <p>オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資室と第二線部署の運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会での毎月及び四半期にかかる報告の高度化を図った。各オルタナティブ資産のリスク・リターン特性の実態に応じたプロキシ比率の変更も実施した。</p> <p>令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、法務室の法務機能の専門性を補佐する目的で新たに6法律事務所を選定し、国際的な金融制裁ルールの確認や金融不祥事対応の相談などでこれらの外部ネットワークを活用することで、法務リスクの早期把握及びそれらへの適切な対応</p>	<p>(8) リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、複数のリスク管理ツール (Aladdin 及び Barra one) でオルタナティブ資産の資産全体への直接的及び間接的な影響を分析し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数 (Aladdin 及び Barra one) 用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(9) リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク計測に用いるデータについて、ABOR (会計用データ) 及び IBOR (投資判断用データ) を用いるとともに、リスクツールについても、Aladdin 及び Barra one を用いて、適時適切に計測する等、複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>(8) リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、複数のリスク管理ツール (Aladdin 及び Barra one) でオルタナティブ資産の資産全体への直接的及び間接的な影響を分析し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数 (Aladdin 及び Barra one) 用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(9) リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク計測に用いるデータについて、ABOR (会計用データ) 及び IBOR (投資判断用データ) を用いるとともに、リスクツールについても、Aladdin 及び Barra one を用いて、適時適切に計測する等、複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>
---	---	---	---	--	--

	<p>動リスク分析や長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。</p> <p>さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の拡充・強化を図る。</p>	<p>サイクルを通じて、リスク管理の高度化を一層進める。加えて、リスク管理ツールを活用した長期の多期間シナリオ分析や気候変動リスク分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の複線化の検討を進める。</p> <p>さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることにより、適時適切に対応する。</p>	<p>めているか。</p> <p>(10) 業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の充実・強化を行っているか。</p> <p>(11) 各種リスク管理の状況について経営委員会に定期的に報告し、経営委員会において適切にモニタリングを行っているか。</p>	<p>を行った。</p>	<p>(10) 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>内部牽制機能の強化を図るために、法務室の法務機能の専門性を補佐する目的で新たに6法律事務所を選定し、国際的な金融制裁ルールの確認や金融不祥事対応の相談などでこれらの外部ネットワークを活用するなど、法務機能の充実・強化を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(11) 理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で毎回報告し、経営委員会によるモニタリングを強化している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 ○デリバティブの適切な利用</p> <p>当法人は、必要な運用利回りを最小限のリスクで確保するため、基本ポートフォリオに基づく長期国際分散投資を行っている。運用収益は短い期間では大きく振れるものの、運用期間が長くなるほど、年率平均の収益の振</p>	
--	---	---	---	--------------	--	--

					<p>れ幅を小さくする効果が期待できるためである。</p> <p>一方、過去の市場の実績値を用いて、現行の基本ポートフォリオでの運用によるリターン分布を分析すると、長期（10年単位）ではすべてプラス収益となるが、単年度では▲20%強～+30%強となり、一時的には大きな評価損が発生する可能性があることが示唆される。</p> <p>先物を始めとするデリバティブ取引は、一般にリスクが高く投機的とされる。しかしながら、現物株のリスク管理（損失の危険の管理）手段としては流動性や取引コスト等から有効であるため、現行法令において損失の危険の管理目的に限って利用することとされている。</p> <p>当法人は、法令に基づき、令和3年度より株価指数先物を利用し、リバランスを効率化することでリスク管理に役立てているが、今後も運用資産の増加が見込まれることを踏まえ、引き続き、株価指数先物を適切に利用していくとともに、リスク管理の方途について更に検討する必要がある。</p> <p>○I-3の「課題と対応」も参照。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
スチュワードシップ活動の評価を目的として運用受託機関との間でのエンゲージメント実施回数	スチュワードシップ活動の推進	26社	68回	83回	113回				《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答数	スチュワードシップ活動の推進	628社	681社	709社	735社								
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答企業のうち法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合	スチュワードシップ活動の推進	75%	77.9%	78.6%	77.2%								
ESG投資の効果の検証を実施した回数	ESG投資による長期的な収益の確保	月1回以上	13回	16回	13回								
GPIFのポートフォリオのESG評価（国内株式）	ESGを考慮した投資の推進	FTSE : 2.63/5.0 MSCI : 5.51/7.0	FTSE : 2.95/5.0 MSCI : 5.79/7.0	FTSE : 2.96/5.0 MSCI : 5.92/7.0	FTSE : 3.11/5.0 MSCI : 6.37/7.0								
GPIFのポートフォリオのESG評価（外国株式）	ESGを考慮した投資の推進	FTSE : 3.35/5.0 MSCI : 5.73/7.0	FTSE : 3.37/5.0 MSCI : 6.01/7.0	FTSE : 3.34/5.0 MSCI : 6.04/7.0	FTSE : 3.26/5.0 MSCI : 6.47/7.0								
										予算額（千円）			
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資</p> <p>(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。</p> <p>その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成 26 年 2 月 26 日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏ま</p>	<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動(以下「スチュワードシップ活動」という。)を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながる ESG (環境、社会、ガバナンス) の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託</p>	<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>ESG (環境、社会、ガバナンス) の重要性を認識し、スチュワードシップ責任を果たすための活動(議決権行使権限を有する場合は議決権行使を含む。以下「スチュワードシップ活動」という。)の目的が長期的な投資収益の最大化を目指すものを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、スチュワードシップ活動に関する報告(議決権行使権限を有する場合は議決権行使に係るガイドラインの提出(変更がある場合に限る)及び議決権行</p>	<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、ESG の考慮を含め、当法人自身の考え方を明示している。</p> <p>運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」(平成 29 年 6 月制定、令和 2 年 2 月改訂)において、当法人としての考え方及び、運用受託機関への期待事項を明確に示した上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方からの期待事項について直接説明している。</p> <p>(2) 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を当法人として行わないこととする一方、運用受託機関と、(1) で示した両原則を踏まえ、当法人の考えを説明、対話を実施。運用受託機関に対しては、ESG の重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。</p> <p>(3) 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった 6 社については、変更後の方針の提出を受けた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: A</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アセットオーナーフォーラムの開催は見送りとなったものの、企業向けアンケートの回答数は前年度を上回り、過去最高となった。(4 年連続で過去最高を更新)</p> <p>また、新たに ESG 情報開示研究会に参加し、情報開示、エンゲージメントの状況や課題の把握に努めた。</p> <p>新たな取組として、令和 4 年度より、当法人の国内株式運用受託機関による 1 年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話件数(パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数)を開示したことで、法人外部からもエンゲージメント状況の把握が可能となった。</p> <p>ESG (環境、社会、ガバナンス) 投資の推進については、令和元年より導入しているインデックス・ポスティング(インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み)において、令和 4 年度は、国内株女性活躍指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数について、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index (以下、GenDi J) を選定し、運用を開始した。GenDi J 指数への配分は、既存の ESG 指数に基づくパッシブファンドの運用資産から一部(5000 億円相当)を回収し、同指数に配分することで運用を開始した。この ESG 指数間での運用資産の配分・回収は、ポートフォリオ全体のリスク管理の一環として行った。この結果、令和 4 年度末までに採用した ESG 指数は、合計 9 指数となり、投資額も過去最高の約 12.5 兆円となった。</p> <p>「2021 年度 ESG 活動報告」では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析をさらに充実させ、①カーボンニュート</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動については、中期目標において、年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、当該活動を一層推進することとしている。また、ESG 投資については、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等の年金積立金運用の基本的な方針に留意しつつ取組を進めること等としている。</p> <p>これに対し、以下のとおり、法人のスチュワードシップ責任を果たす活動の推進に当たっては、これまでの活動の継続とともに新たな取組により充実を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関とのエンゲージメント(実施回数の増加) 投資家のスチュワードシップ活動に関する TOPIX 構成企業向けアンケート(運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価等が目的、回答数は 4 年連続で過去最高)の実施 企業に統合報告書の充実・作成を促し、投資家にその活用を働きかける「優れた統合報告書」及び「改善度の 		

え、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すことを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ活動を重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。

使状況の年2回の報告を含む。運用受託機関のスチュワードシップ活動については、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ活動を重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。

（注）割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

＜評価の視点＞
（1）企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねているか。
（2）スチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推

（4）令和4年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ78ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。令和4年度における行使状況は次のとおりである。

（国内株式）

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：31 ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド

b 行使内容

●国内株式

（単位：延べ議案数）

行使内容	令和4年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	186,517 (89.5%)	415 (13.7%)	—
反対	21,852 (10.5%)	2,609 (86.3%)	—
合計	208,369 (100.0%)	3,024 (100.0%)	211,393

（注）割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考：令和3年度】

（単位：延べ議案数）

行使内容	令和3年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	193,430 (89.4%)	200 (10.4%)	—
反対	22,896 (10.6%)	1,714 (89.6%)	—
合計	216,326 (100.0%)	1,914 (100.0%)	218,240

（注）割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

（外国株式）

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：47 ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド

ラルの実現に向けた官民の政策動向の整理、②中央銀行等が採用するシナリオに基づいた気候変動リスク・機会のシナリオ分析、③国内インフラ投資の再生可能エネルギー案件における温室効果ガス排出量の削減量の分析などを新たに行った。また、「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」では、株式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析する」ということを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）」が令和3年6月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について、分析した。そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標の設定状況について分析を行った。

さらに、「10分で分かるGPIFシリーズ～GPIFのスチュワードシップ活動～」及び「10分で分かるGPIFシリーズ～GPIFのESG投資～、～気候変動のリスクと機会～」を初めて作成し、公式YouTubeチャンネルで配信した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。

【評価の視点】

（1）企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の行使判断に委ねている。以上により、所期の目標を達成していると考えられる。

（2）当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針をベースに運用受託機関への要請としてスチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を定めているが、その活動の目的が長期的な投資収益の拡大であることを明確化

高い統合報告書」の公表
・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が今後グローバルな開示フォーマットとなる可能性を見据え、内外株式運用受託機関が選ぶ「優れたTCFD開示」を公表
・法人のスチュワードシップ活動状況等をまとめた「スチュワードシップ活動報告」を公表

また、
・新たに、国内株式運用受託機関による1年間（2022年1月～12月）のエンゲージメントカバー状況を公表（対話社数（時価総額ベースでは約94%をカバー）、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数）を開示）。ユニバーサル・オーナーとしてスチュワードシップ活動を推進する法人が運用受託機関を通じてどのようなエンゲージメントを実施しているか、法人の外部から把握できるよう透明性の向上とともに、他の機関におけるスチュワードシップ活動の促進を図った。

・2022（令和4）年度より、投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するかという観点から、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始
・新たに、ESG情報の開示を促進する団体であるESG情報開示研究会に参加。

ための方針」に沿った対応を行う。

進する観点から、運用受託機関への委託に当たって、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行っているか。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化しているか。

(3) スチュワードシップ活動の評価について、エンゲージメント等を通じて検討しているか。

b 行使内容
●外国株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和4年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	250,008 (82.7%)	4,706 (50.4%)	—
反対	52,136 (17.3%)	4,633 (49.6%)	—
合計	302,144 (100.0%)	9,339 (100.0%)	311,483

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考：令和3年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和3年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	217,273 (83.4%)	3,570 (50.9%)	—
反対	43,124 (16.6%)	3,443 (49.1%)	—
合計	260,397 (100.0%)	7,013 (100.0%)	267,410

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(5) 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。

- ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
- ・行使体制
- ・行使状況

令和4年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。

(6) 運用受託機関とのコミュニケーションについては、スチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルで実施。運用受託機関とのミーティングも年に1回の総合評価ミーティングに加え、スチュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしており、年間を

している。その上で、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を踏まえ、エンゲージメントと評価を実施している。ESGについても、スチュワードシップ活動原則で、投資におけるESGの考慮を定め、「投資においてESG（環境・社会・ガバナンス）を適切に考慮することは、運用資産の長期的な投資収益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及び市場全体の持続的成長に資すると考えられることから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、ESG課題に取り組むこと」としており、所期の目標を達成していると考ええる。

(3) 双方向の対話をベースに評価している。総合評価時に行うスチュワードシップミーティングに加えて、必要に応じて意見交換やアンケートなども実施し、運用受託機関の考えや実施状況を確認し、評価に反映している。また、評価結果については、必要に応じてフィードバックを行い、評価のポイントや理由、次年度以降の期待事項なども併せて伝え、双方のスチュワードシップ活動の向上に努めている。

以上により、所期の目標を達成していると考ええる。

情報開示、エンゲージメントの状況や課題の更なる把握に努めた。

なお、TOPIX構成企業向けアンケートによれば、法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合は4分の3以上(77.2%)であり、法人のスチュワードシップ活動に対する企業からの評価は引き続き高いことがうかがえる。

一方、ESG指数については、インデックス・ポスティングで収集した情報を基に、新たに国内株式のESGテーマ型(女性活躍)指数を選定して運用を開始した(合計約0.5兆円。ポートフォリオ全体のリスク管理の一環として、既存のESG指数間で資産を回収し配分)。

これにより、法人が採用したESG指数は2022(令和4)年度末時点で国内・海外合わせて計9指数となるとともに、それらに基づく運用資産額は同年度末時点で約12.5兆円(過去最高)となった。

また、

- ・ESG投資の効果についての多面的な評価・検証やTCFD提言を受けた分析をさらに充実しつつ情報開示の取組を継続して行ったほか、

- ・2020(令和2)年度から開始した気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人ポートフォリオに与

			<p>(4) スチュワードシップ活動状況について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告しているか。</p> <p>(5) 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行っているか。</p>	<p>通じて活動を評価する体制で運営している。この評価結果は令和4年度の総合評価に反映させた。</p> <p>(7) 令和2年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コードで株式以外の資産への適用が可能になったため、法人内で債券のスチュワードシップ評価について検討を重ねてきたが、令和4年度から「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するか」という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始した。「組織・人材」内の一項目として、スチュワードシップ評価を実施し、スチュワードシップ方針や利益相反管理等の方針・体制面などスチュワードシップ活動を行うための組織・人材が整備されているかについて評価を行った。</p> <p>(8) 「スチュワードシップ活動報告」を公表した(令和5年3月30日)。</p> <p>a 令和4年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主義決権行使状況の概要について報告した。</p> <p>b 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める(comply or explain)ことを明示している。</p> <p>c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。</p> <p>d 当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載。「債券のスチュワードシップ活動の評価開始」、「スチュワードシップ活動及びESG投資の効果測定」、「YouTubeでの情報発信」の3点を記載した。</p> <p>e また、令和4年度より初めて、当法人の国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話件数(パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数)を開示し、外部からもエンゲージメント状況の把握をできるようにした。</p> <p>(9) 国内株式パッシブ運用において、スチュワードシップを重視したビジネスモデルとして、エンゲージメント強化型パッシブファンドを4社に委託。それぞれの運用受託機関のエンゲージメントの特徴およびエンゲージメントの進捗状況について、図やグラフ等を用いながらスチュワードシップ活動報告で報告している。引き続き、KPIの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っている。</p>	<p>(4) スチュワードシップ活動状況については、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、令和5年3月30日に公表した。エンゲージメントカバー状況を初めて公表し、エンゲージメント状況の透明性の向上に努めた。経営委員会にも報告、質疑を実施した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(5) 投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定(令和2年2月一部改定)のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化している。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施している。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するためTOPIX構成銘柄企業を対象に企業向けアンケートを実施した。Climate Action100+や30%Club(日英)、ICGN、CIIなどグローバルなイニシアティブへの参加も通じて、スチュワードシップ活動の向上に努めた。また、新たにESG情報開示研究会に参加し、情報開示やエンゲージメントの状況や課題の把握に努めた。</p>	<p>える影響の分析については、分析の精度向上や客観性を高めるため、「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)」が2021(令和3)年6月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について分析した。その他、カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること)実現に向けた政策動向など様々な分析を行っている。</p> <p>なお、PDCAサイクルを適切に回す観点から、これまでのスチュワードシップ活動及びESG投資の定量的な検証に着手している。</p> <p>以上のようなスチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資の取組は、投資先や市場の持続的な成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、新たな取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観</p>
--	--	--	--	--	--	---

				<p>(10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「TOPIX 構成銘柄企業向けアンケート」を実施した。 企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」として以下の優れた開示を公表。 <ul style="list-style-type: none"> ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。 ②TCFDについては、日本企業の賛同が大きく拡大し、国際的な開示基準の議論でも取り上げられるなど、今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し公表した。 国連が提唱する責任投資原則 (P R I) 他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 <p>P R I、Climate Action100+、TCFD、30%Club (日英)、Thirty Percent Coalition (米)、ICGN (International Corporate Governance Network)、CII (Council of Institutional Investors)。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたE (環境)、ダイバーシティに代表されるS (社会)、全てに共通するG (コーポレートガバナンス) について、E S Gの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、P R Iでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。また、E S G情報開示研究会にオブザーバーとして新たに参加した。</p> 「グローバル・アセットオーナーフォーラム」については、令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催は見送ったが、代わりに、個別にミーティングを実施した。 <p>(11) 令和2年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更し、評価を実施している。</p> <p>令和4年11月～12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容</p>	<p>平成29年6月に制定 (令和2年2月一部改定) したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、E S Gの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なE S G課題についてヒアリングを実施した。</p> <p>株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウエイトは以下の通りである。</p> <p>株式パッシブ運用：評価全体の30% 株式アクティブ運用：評価全体の10% 債券運用については、令和4年度から債券のスチュワードシップ評価を開始し、債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価を実施。</p> <p>さらに、令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTubeで「10分で分かるG P I Fシリーズ～G P I Fのスチュワードシップ活動～」を初めて作成し、配信した。</p> <p>オルタナティブ資産の運用において、E S Gの取組状況の把握のため、E S G評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのL P契約や運用ガイドライン等にてE S Gに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次E S Gレポートを受領し、E S G課題の把握、及び当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。 業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、選定済の運用受託機関 (FoF 及びゲートキーパー) については総合評価時に自社の責任投資原則 (P R I) への取組体制、投資先である個別ファンドに対するP R Iへの署名促進を含むE S Gに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本 	<p>点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方によって行っているかについて継続的に検証を行うつつ取り組むことが望まれる。</p>
--	--	--	--	---	---	--

				<p>の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。 ・パッシブ及びアクティブとも、ほとんどの機関がエンゲージメント方針やESG方針などを有している。社としての哲学や理念、プロセスを各方針や取組に落とし込み、企業体としての継続的な取組に発展。定期的に見直しもされている。国内株式では、改訂版コーポレートガバナンス・コードへの対応、市場区分の見直しなど、環境の変化に合わせた対応が早い段階からとられており深化している。 ・スチュワードシップ活動やエンゲージメントに関わるメンバーは、業務の特性もあり比較的経験豊富な層が中心になることが多いが、ここ数年はベテランの退職のタイミングに差し掛かっており、新卒を含む若手や多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を通じて、サステナブルなチーム構築がなされるようになってきている。 ・グローバルのエンゲージメントを一元管理できる社内プラットフォームやシステムの導入が進み情報の共有が進んでいるほか、最近ではデータサイエンティストチームによるデータの分析に力を入れている機関もある。 ・内外株式及び外債ファンドには、SFDR 8条適用ファンドも複数存在することを確認。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を期待。議決権基準においてもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用しているケースや政策保有株式やTSR基準、ダイバーシティの基準を導入する機関もある。 <p>(12) 令和4年度は、6月～7月にかけて北米地域における外国株式の新規選定、翌2月～3月にかけてグローバル株式の新規選定を行い、スチュワードシップ評価も行った。新規先には、選定時及び採用後に当法人からの要請事項を伝え、必要に応じて個別にエンゲージメントも実施した。</p> <p>(13) 令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTubeで「10分で分かるGPIFシリーズ～GPIFのスチュワードシップ活動～」を初めて作成し、配信した。</p> <p>(14) 当法人では、スチュワードシップ活動・ESG投資は投資期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待され</p>	<p>版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を実施した。</p> <p>c. 不動産分野においては、投資先運用機関のESG活動を評価・モニターするために国際的枠組みであるGRESBに加入し、積極的に運用受託機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるESG活動への取組強化を引き続き促した。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関にGRESBへの加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきESGにかかる報告基準を呈示することでESG評価の公平性を維持している。また、インフラストラクチャー分野においても令和4年度にGRESBに加入した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>(2) ESGを考慮した投資</p> <p>年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的</p>	<p>8. ESGを考慮した投資等</p> <p>年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保</p>	<p>8. ESGを考慮した投資等</p> <p>年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保</p>	<p>(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、ESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資の取組を進めているか。</p>	<p>ると考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、PDCAサイクルを適切に回すために、高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令和5年度～6年度にかけて定量的な効果測定を行うため、令和5年3月に定量的分析コンサルティング業務の公募を開始。スチュワードシップ活動の効果測定として、エンゲージメントの効果検証(エンゲージメントがもたらすESG指標や企業価値向上への影響についての因果関係解明)や運用受託機関の議決権行使に関する検証(利害関係先とその他企業への議決権行使の違いの変化)等をテーマとして予定している。</p> <p>(15) 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ投資の運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ・コードの受け入れ及びスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、責任投資原則(PRI)への対応方針を把握した。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、投資判断時やモニタリング時におけるESG要素の考慮手法、及び投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等の確認を強化した。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取組状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でESGレポートの提出を義務付けた。加えて、PRIが公表したESG活動に関する質問票、外部コンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のスチュワードシップ評価基準によりESG活動の多面的な把握・評価を実施した。 <p>8. ESGを考慮した投資等</p> <p>当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進する」とされている。このような基本的な考え方に則り、令和4年度においては、主に以下のような取組を進めた。</p> <p>株式運用においては、国内株式のテーマ型指数について審査を行った結果、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index(以下、GenDi J)を選定し、その指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始した。</p> <p>GenDi Jの特徴としては、以下が挙げられる。</p> <p>①Equileap社による企業のジェンダー・ダイバーシティに関する取組みの評価に基づき、指数構成銘柄のウエイトを調整</p>	<p>(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進している。</p> <p>令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和4年度においては、国内株式のテーマ型指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>要素である E S G (環境、社会、ガバナンス) を考慮した投資を推進すること。</p> <p>その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第 3 1 (1) の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、E S G 投資が法人の運用に求められる基本的な考え方によって行われているかについて継続的に検証すること。</p>	<p>険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である E S G (環境、社会、ガバナンス) を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。</p> <p>取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、E S G を考慮した取組を進める。</p>	<p>険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である E S G を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。</p> <p>取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、E S G を考慮した取組を進める。</p>	<p>(7) E S G 投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとり行われているか及びその効果について継続的に検証しているか。</p>	<p>②同指数の組入対象企業数は 930 銘柄 (※令和 5 年 2 月末時点) と国内上場企業を幅広くカバー</p> <p>③業種ウェイトは中立化されており、低いトラッキングエラーと低い売買回転率を実現</p> <p>Morningstar 社の GenDi J 指数への配分は、既存の E S G 指数に基づくパッシブファンドの運用資産から一部 (5000 億円相当) を回収し、同指数に配分することで運用を開始した。この E S G 指数間での運用資産の配分・回収は、ポートフォリオ全体のリスク管理の一環として行った。</p> <p>この結果、令和 4 年度末までに採用した E S G 指数は、合計 9 指数となり、投資額は約 12.5 兆円となった。</p> <p>また、当法人の E S G 投資は長期投資が前提であり、特定のセクターやファクターに偏りがあることで、E S G 以外の要因により、投資パフォーマンスが大きく左右されることは望ましくないと考え、コンサルテーションを通じた指数メソドロジーの改善も実施した。</p> <p>一方、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス (E S G) 要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行 (IBRD) と国際金融公社 (IFC) に加え、欧州投資銀行 (EIB)、アジア開発銀行 (ADB)、北欧投資銀行 (NIB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、イスラム開発銀行 (IsDB)、欧州評議会開発銀行 (CEB)、米州開発銀行 (IDB) の国際開発金融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行 (KfW)、スウェーデン地方金融公社 (Kommuninvest)、オランダ自治体金融公庫 (BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫 (NWB Bank)、ノルウェー地方金融公社 (KBN)、カナダ輸出開発公社 (EDC) の 6 行と同様の仕組みを構築・継続し、令和 5 年 3 月末時点での投資実績は約 1.9 兆円となっている。</p> <p>なお、E S G 投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、E S G 評価の向上や企業の E S G 対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターン向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和 4 年 8 月には第 5 回目の報告書となる「2021 年度 E S G 活動報告」を刊行し、同 9 月には同報告書の英語版を公表した。2021 年度版では同年度の E S G に関する取組の紹介やポートフォリオの E S G 評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD) の提言を受けた分析をさらに充実させ、①カーボンニュートラルの実現に向けた官民の政策動向の整理、②中央銀行等が採用するシナリオに基づいた気候変動リスク・機会のシナリオ分析、③国内インフラ投資の再生可能エネルギー案件における温室効果ガス排出量の削減量の分析などを新たに行った。また、令和 2 年に初めて刊行した「G P I F ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行。2021 年度版では、株式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析</p>	<p>提供された情報の分析の結果、国内株式テーマ型指数について、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index を選定し、その指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始した。</p> <p>また、当法人の E S G 投資は長期投資が前提であり、特定のセクターやファクターに偏りがあることで、E S G 以外の要因により、投資パフォーマンスが大きく左右されることは望ましくないと考え、コンサルテーションを通じた指数メソドロジーの改善も実施した。</p> <p>以上により、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(7) 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である E S G (環境・社会・ガバナンス) を考慮した投資を推進する」とされている。このような基本的な考え方に則り、E S G 投資による短期的な投資パフォーマンスのみならず、E S G 評価の向上や企業の E S G 対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターン向上につながっているのかを E S G 活動報告で、毎年多面的に評価・検証を行っている。令和 4 年 8 月には第 5 回目の報告書となる「2021 年度 E S G 活動報告」を刊行し、同 9 月には同報告書の英語版を公表した。2021 年度版では同年度の E S G に関する取組の紹介やポートフォリオの E S G 評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD) の提言を受けた分析をさらに充実させた。また、令和 2 年に初めて刊行した「G P I F ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行。2021 年度版では、</p>	
--	--	--	--	---	---	--

			<p>(8) 株式運用以外においても、各資産の特性などを踏まえながら、ESGを考慮した取組を進めているか。</p>	<p>する」ということを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)」が令和3年6月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について、分析した。そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標の設定状況について分析を行った。</p> <p>令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTubeで「10分で分かるGPIFシリーズ～GPIFのESG投資～、～気候変動のリスクと機会～」を初めて作成し、配信した。</p> <p>オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度よりESG評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関 (FoF及びゲートキーパー) については総合評価時に自社の責任投資原則 (PRI) への取組体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進を含むESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を行っている。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、投資先運用機関のESG活動を評価・モニターするための国際的枠組みであるGRESBに加入している。国内不動産分野においては、運用受託機関にGRESBへの加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきESGにかかる報告基準を呈示することでESG評価の公平性を維持している。</p> <p>当法人では、スチュワードシップ活動・ESG投資は投資期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待されると考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、PDCAサイクルを適切に回すために、高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令和5年度～6年度にかけて定量的な効果測定を行うため、令和5年3月に定量的分析コンサルティング業務の公募を開始。ESG投資の効果測定として、ESG指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証 (ESG投資が企業行動に与えた影響の分析) や企業価値・投資収益向上に資するESG要素の研究 (ESG要素と企業価値・投資収益向上に関する因果関係説明) 等を予定している。</p>	<p>株式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析する」ということを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)」が令和3年6月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について、分析した。そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標の設定状況について分析を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(8) 債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス (ESG) 要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行 (IBRD) と国際金融公社 (IFC) に加え、欧州投資銀行 (EIB)、アジア開発銀行 (ADB)、北欧投資銀行 (NIB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、イスラム開発銀行 (IsDB)、欧州評議会開発銀行 (CEB)、米州開発銀行 (IDB) の国際開発金融機関10行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行 (KfW)、スウェーデン地方金融公社 (Kommuninvest)、オランダ自治体金融公庫 (BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫 (NWB Bank)、ノルウェー地方金融公社 (KBN)、カナダ輸出開発公社 (EDC) の6行と同様の仕組みを構築・継続し、令和5年3月末時点での投資実績は約1.9兆円となっている。</p> <p>オルタナティブ資産運用においては、運用会社の選定時に、運用会社全体のESGへの取組方針、運用プロセスにおけるESGインテグレーション、投資実行後の監督体制や投資家への報告体制等について、質問票による調査やESG推進に関わる担当者との面談、</p>	
--	--	--	---	---	---	--

					<p>外部コンサルタントによる評価等、複数の角度から審査を継続している。また、運用開始後は、運用会社のESGへの取組態勢の変化や、運用会社が分散投資した投資ファンドの責任投資原則（PRI）への署名の有無やESG要素への対応状況等について、モニタリングを実施するとともに、各運用会社には、ESGへの取組状況を記載した報告書の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談を行い、適切な状況把握とエンゲージメントを継続している。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>○ESG、スチュワードシップ活動に対する効果測定</p> <p>当法人は、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資に取り組んでいるが、スチュワードシップ活動やESG投資の効果の発現には長い期間を要する。</p> <p>このため、ESG投資による短期的な投資成果のみならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかについて、毎年、ESG活動報告としてとりまとめている。今中期目標期間においては、新たにGPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析を追加的に行う等、より多面的な評価・検証に努めている。</p> <p>さらに、スチュワードシップ活動やESG投資の開始から期間が経過する中で、関連データの蓄積が徐々に進んでいることから、当法人の活動のPDCAサイクルを回す観点より、これまでの取組の効果についての検証を実施し、将来的な取組の改善や見直しにつなげていく必要がある。</p>
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	情報発信・広報及び透明性の確保		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
Twitterによる情報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	291回 (フォロワー数27,973、閲覧回数3,454,746)	230回 (フォロワー数33,962、閲覧回数4,623,682)	292回 (フォロワー数46,117、閲覧回数11,225,383)	314回 (フォロワー数56,958、閲覧回数6,806,533)				《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
YouTubeへの動画掲載の回数	情報発信・広報活動の充実	8本 (登録者数1,284、視聴回数7,604)	9本 (登録者数2,296、視聴回数22,368)	14本 (登録者数9,013、視聴回数41,825 (HP掲載動画の再生数4,717回を含む))	17本 (登録者数9,061、視聴回数25,461 (HP掲載動画の再生回数5,719回を含む))									
法人のホームページへの訪問件数 (セッション数)	情報発信・広報活動の充実	795,215	725,096	839,243	737,170									
広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」と「信頼できない」との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」：33.1% 「信頼できない」：27.7%	— (第四期中期目標期間における新たな広報効果測定調査を準備中)	「信頼できる」：37.4% 「信頼できない」：21.5%	「信頼できる」：38.8% 「信頼できない」：21.2%									
									経常費用（千円）					
									経常利益（千円）					
									行政コスト（千円）					
									従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>8. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやす</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことから、ソーシャルメディアを活用した広報活動に注力した。</p> <p>公式ツイッターは、PDCAに基づく改善を行いながら、運用実績や長期分散投資の効用等を継続的に投稿した。また、年度後半に閲覧数が減少したため、新たに「GPIFのファクト再発見」シリーズを投稿した。結果、閲覧数は減少したものの、年度末のフォロワー数は過去最高を更新した。</p> <p>公式YouTubeチャンネルは、前年度の特異要因（著名チャンネルによる紹介）による急増の反動と思われる視聴回数の減少がみられた。このため、新たに、役職員が直接出演してGPIFの役割や活動等を紹介する動画を作成した。最終的に動画投稿数は前年度を上回る17本となった。動画は公式ホームページにも掲載し、ツイッターでもショート版の発信を行うなど、複数媒体で展開した。以上の結果、視聴回数は減少したものの、チャンネル登録者数は増加を維持し、過去最高となった。</p> <p>年2回の理事長会見のうち、1月の新年メディア懇談会は、3年ぶりに対面方式で開催した。第4期中期目標期間の振り返りや今後の展望などを紹介し、記者との活発な質疑応答を行った。</p> <p>運用状況の報道に関しては、令和4年度第3四半期まで4四半期連続のマイナス収益を記録したものの、短期の収益だけではなく累積収益額などにも触れるものが多かった。</p> <p>また、地上波テレビの取材において、初めて当法人のオフィス内部や会議の様相を紹介するなど、一般被保険者を意識した情報発信に努めた。</p> <p>令和4年度の役職員の講演等への登壇は、当初はオンライン中心だったが、徐々に対面式が増えた。ESGやステュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計32回登壇し、引き続き法人の情報発信に努めた。</p> <p>これらの取組を進める中で7月に実施した広報効果測定調査では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼できない」と回答した割合が減少した。</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>令和4年度は、中期目標に掲げられている戦略的な情報発信のため、引き続きソーシャルメディアを活用した広報活動を行い、特に動画を活用した分かりやすい情報発信に力を入れた。</p> <p>公式YouTubeチャンネルは、新たに、役職員が直接出演して当法人の役割や活動等を紹介する動画を作成した。「10分で分かるGPIF」シリーズを3本、「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズを2本など、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の17回（基準値比約213%）、登録者数は基準値比プラス7,777の9,061（基準値比約706%）と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。また、視聴回数は前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス17,857の25,461（基準値比約335%）と高水準である。</p> <p>公式ツイッターは、当法人の取組について継続して紹介するとともに、業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び各種データを紹介する「GPIFのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は314回（基準値比約108%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス28,985の56,958（基準値比約204%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス3,351,787回の6,806,533回（基準値比約197%）となった。フォロワー数は過去最高となっている。</p> <p>公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比マイナス58,045の737,170（基準値比約93%）となったが、上記SNSを合わせた全体としては、十分な実績を挙げたと評価する。次年度以降は利用が多</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：A</p> <p>令和4年度は、中期目標に掲げられている戦略的な情報発信のため、引き続きソーシャルメディアを活用した広報活動を行い、特に動画を活用した分かりやすい情報発信に力を入れた。</p> <p>公式YouTubeチャンネルは、新たに、役職員が直接出演して当法人の役割や活動等を紹介する動画を作成した。「10分で分かるGPIF」シリーズを3本、「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズを2本など、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の17回（基準値比約213%）、登録者数は基準値比プラス7,777の9,061（基準値比約706%）と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。また、視聴回数は前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス17,857の25,461（基準値比約335%）と高水準である。</p> <p>公式ツイッターは、当法人の取組について継続して紹介するとともに、業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び各種データを紹介する「GPIFのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は314回（基準値比約108%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス28,985の56,958（基準値比約204%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス3,351,787回の6,806,533回（基準値比約197%）となった。フォロワー数は過去最高となっている。</p> <p>公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比マイナス58,045の737,170（基準値比約93%）となったが、上記SNSを合わせた全体としては、十分な実績を挙げたと評価する。次年度以降は利用が多</p>	<p>評定 A</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、ステュワードシップ責任を果たすための活動やESG投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。</p> <p>この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、中期計画期間における広報の方向性、効果的コミュニケーション等を整理した基本方針「GPIFにおける当面の広報方針」をもとに、新型コロナウイルス下での非対面コミュニケーションを中心に、情報発信強化、透明性の向上に資する以下の取組を実施</p>

<p>いように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。</p> <p>スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。</p> <p>オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。</p> <p>法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経</p>	<p>資産ごとの状況を含む。)等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表する。</p> <p>また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点(長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等)から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。</p> <p>その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役員の講演</p>	<p>在り方を検討し、充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際、市場への影響に留意するとともに、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積みあがっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点(長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等)から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。</p> <p>(1) 第4期中期計画期間における広報の</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報</p>	<p>(1) 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」を</p>	<p>いツイッターからの誘導、コンテンツの拡充など継続的に改善を図っていく。</p> <p>業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。2021年度版では、新たにオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やESG投資についての解説を追加した。また、管理運用業務担当理事兼CIOが当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。</p> <p>広報効果測定調査では、当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は38.8%となり、基準値に比べて5.7ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.2%となり基準値に比べて6.5ポイント減少した。</p> <p>ESG活動に関する情報発信については、ESGの取組を評価し、投資効果の確認と透明性を確保する観点から、「2021年度ESG活動報告」を刊行した。さらに、引き続き「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」も刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示も行っていると同時に、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーション</p>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーチューブを活用した広報の充実 ・ これまで公表していた動画のリニューアルに加え、新たに、役職員が出演する動画(管理運用業務担当理事兼CIOが法人の役割等を分かりやすく紹介する「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズを2本、ESG投資やスチュワードシップ活動について職員が分かりやすく解説する(「10分で分かるGPIF」シリーズ3本)を作成・公表し、発信回数を増加 ・ ツイッターを活用した広報の強化 ・ これまでの取組に加え、新たに、各部署の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用手数料率やファンド数等のデータを紹介する「GPIFのファクト再発見」シリーズを発信する等、原則毎営業日発信 ・ 2021年度業務概況書(2022年7月公表)の充実 ・ 運用に関する知識・経験がそれほど多くない方を意識した冒頭に、オルタナティブ投資、スチュワードシップ活動、ESGを考慮した投資について分かりやすい解説を追加し、理解を促進 ・ 管理運用業務担当理事兼CIOが2021年度の運用を解説したコラムも内容を充実し継続 ・ スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE
--	---	---	---	--	--	---

<p>営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。</p> <p>【重要度高】</p> <p>上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>等を含め案件の性格に応じた効果的な情報発信を工夫する。</p> <p>こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。</p> <p>さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理</p>	<p>方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針をもとに、広報活動の評価を定期的に行い、活動内容の改善を図る。</p>	<p>活動の在り方を検討し、情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析を行っているか。</p>	<p>もとに、令和4年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。</p> <p>引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。具体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、各部署の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用手数料率やファンド数などのデータを紹介する「GPIFのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は314回（基準値比約108%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス28,985の56,958（基準値比約204%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス3,351,787回の6,806,533回（基準値比約197%）となった。フォロワー数は過去最高となっている。</p> <p>YouTubeについては、リニューアルした3つの動画（「GPIFってなに?」、「ESG図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画、新年メディア懇談会の動画の掲載に加え、新たに、ESG投資やスチュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説した動画（「10分で分かるGPIF」シリーズ）3本及び、管理運用業務担当理事兼CIOが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介した動画（「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ）2本を公開し、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の17回（基準値比約213%）、登録者数は基準値比プラス7,777の9,061（基準値比約706%）と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。また、視聴回数は、前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス17,857の25,461（基準値比約335%）と高水準である。</p> <p>公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比マイナス58,045の737,170（基準値比約93%）となったが、次年度以降は利用が多いツイッターからの誘導、コンテンツの拡充など継続的に改善を図っていく。</p> <p>「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を7月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は38.8%となり、基準値に比べて5.7ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.2%となり基準値に比べて6.5ポイント減少した。</p>	<p>ンツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」をもとに、令和4年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。</p> <p>引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。具体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、各部署の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用手数料率やファンド数などのデータを紹介する「GPIFのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は314回（基準値比約108%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス28,985の56,958（基準値比約204%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス3,351,787回の6,806,533回（基準値比約197%）となった。フォロワー数は過去最高となっている。</p> <p>YouTubeについては、リニューアルした3つの動画（「GPIFってなに?」、「ESG図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画、新年メディア懇談会の動画の掲載に加え、新たに、ESG投資やスチュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説した動画（「10分で分かるGPIF」シリーズ）3本及び、管理運用業務担当理事兼CIOが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介した動画（「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ）2本を公開し、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の17回（基準値比約213%）、登録者数は基準値比プラス7,777の9,061（基準値比約706%）と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。また、視聴回数は、前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス17,857の25,461（基準値比約335%）と高水準で</p>	<p>SG投資について、「スチュワードシップ活動報告」、「2021年度ESG活動報告」（5回目の刊行）、その別冊「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」（3回目の刊行）を公表</p> <p>なお、以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関する理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーチューブ動画の登録者数やツイッターのフォロワー数は増加を維持し過去最高を達成 ・ 2021（令和3）年度第4四半期から2022（令和4）年度第3四半期までの運用結果において、収益がマイナスとなったにもかかわらず、法人が定期的に行っている年度の運用状況を含む業務概況書及び四半期の運用状況の公表等に対して、年金積立金運用が長期国際分散投資であること等を踏まえた報道や国民からのSNSでの反動が見られた。 ・ 広報効果測定調査の結果において、法人を認知している人のうちGPIFの活動を「信頼できる」割合が増加 <p>以上のような情報発信・広報等の取組は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による制約があった中で、広報の基本的方針に基づいて新</p>
--	--	--	--	--	---	---

	<p>運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。併せて、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進めるとともに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意する。</p>	<p>(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の意義等をホームページで分かりやすく説明する。また、オルタナティブ投資についても、その意義・役割や投資案件の概要等をホームページ等で分かりやすく説明する。</p> <p>(3) 年金制度における積立金や管理運用法人の役割等</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、国民に分かりやすく説明しているか。</p>	<p>(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。</p> <p>令和4年度は、新たに、ESG投資やステュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説したYouTube動画（「10分で分かるGPIF」シリーズ）及び、管理運用業務担当理事兼CIOが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介したYouTube動画（「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ）をホームページにも掲載した。</p> <p>オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な投資案件の概要を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように記載の工夫を継続した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式で分かり易く解説を加えており、令和4年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法について、の2トピックにかかるコラムを掲載し、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。また、令和2年度からは、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明しており、令和4年度においても記載内容の一部見直しを行い、分かりやすい情報発信に努めた。公式ツイッターでも、投資案件の写真やイラスト等を使ってオルタナティブ投資の意義を分かりやすく伝えるツイートの発信に努めた。</p> <p>(3) ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資について、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設サイト「GPIFってなに？」を掲載している。</p> <p>また、管理運用業務担当理事兼CIOが直接出演し、当法人の役</p>	<p>ある。</p> <p>公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比マイナス58,045の737,170（基準値比約93%）となったが、次年度以降は利用が多いツイッターからの誘導、コンテンツの拡充など継続的に改善を図っていく。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。</p> <p>令和4年度は、新たに、ESG投資やステュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説したYouTube動画（「10分で分かるGPIF」シリーズ）及び、管理運用業務担当理事兼CIOが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介したYouTube動画（「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ）をホームページにも掲載した。</p> <p>役職員の講演等への登壇は、当初はオンライン中心だったが、徐々に対面式が増え、ESGやステュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計32回登壇し、引き続き法人の情報発信に努めた。</p> <p>また、ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資について、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設サイト「GPIFってなに？」を掲載している。</p> <p>業務概況書においては、今中期計画期</p>	<p>規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求められる情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、年金積立金運用に関する国民の理解・信頼に資するものであった。中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解に資するよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実を努めるとともに、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。</p>
--	---	--	---	--	---	---

		<p>を分かりやすく解説したパンフレットや動画等を作成し、ホームページ等で周知する。</p> <p>(4) 令和3年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、令和4年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。</p>	<p>(3) 年金積立金の管理及び運用の運用実績の状況等について、毎年1回・四半期毎にホームページ等を活用して迅速な公表を行っているか。</p>	<p>割等を分かりやすく紹介した動画(「年金を運用して大丈夫?~GPIF植田CIOに聞いてみよう~」及び「それってGPIFあるある?~GPIF植田CIOに聞いてみよう~」)を作成し、公式YouTubeチャンネルで公開するとともに、ホームページにも掲載した。</p> <p>(4) 透明性の向上を図るため、令和4年度計画において、令和3年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和4年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日と明記し、下記のとおり公表を行った。</p> <p>【公表日】</p> <table border="1" data-bbox="1062 1014 1798 1150"> <thead> <tr> <th>業務概況書 (令和3年度)</th> <th>第1四半期 (令和4年度)</th> <th>第2四半期 (令和4年度)</th> <th>第3四半期 (令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4.7.1</td> <td>R4.8.5</td> <td>R4.11.4</td> <td>R5.2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。2021年度版では、新たにオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やESG投資についての解説を追加した。また、管理運用業務担当理事兼CIOが当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。</p>	業務概況書 (令和3年度)	第1四半期 (令和4年度)	第2四半期 (令和4年度)	第3四半期 (令和4年度)	R4.7.1	R4.8.5	R4.11.4	R5.2.3	<p>間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。2021年度版では、新たにオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やESG投資についての解説を追加した。また、管理運用業務担当理事兼CIOが当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(3) 透明性の向上を図るため、令和4年度計画において、令和3年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和4年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日とすることとし、公表を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
業務概況書 (令和3年度)	第1四半期 (令和4年度)	第2四半期 (令和4年度)	第3四半期 (令和4年度)											
R4.7.1	R4.8.5	R4.11.4	R5.2.3											

		<p>具体的な公表日は、令和3年度の管理及び運用実績の状況は7月1日に、令和4年度の四半期の運用状況は8月5日、11月4日、2月3日とする。</p> <p>(5) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。</p> <p>(6) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p>	<p>(4) スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信しているか。</p>	<p>(5) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。</p> <p>(6) スチュワードシップ活動については、以下の情報の公表を行った。</p> <p>①当法人のステュワードシップ活動について、「ステュワードシップ活動報告」を公表（令和5年3月30日）し、令和4年度の当法人のステュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。</p> <p>②当法人のステュワードシップ活動は、投資原則、ステュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するステュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをステュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。</p> <p>③当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載。「債券のステュワードシップ活動の評価開始」、「ステュワードシップ活動及びESG投資の効果測定」、「YouTubeでの情報発信」の3点を記載した。</p> <p>④令和4年度より初めて、当法人の国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数）を開示し、外部からもエンゲージメント状況の把握をできるようにした。</p> <p>⑤個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにステュワードシップ活動報告の中で公表している。</p> <p>⑥「ステュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。</p> <p>⑦令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTubeで「10分で分</p>	<p>(4) 当法人のステュワードシップ活動について、「ステュワードシップ活動報告」を公表（令和5年3月30日）し、令和4年度の当法人のステュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要等についてホームページに掲載した。</p> <p>ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG活動報告」を毎年刊行している。令和4年8月には第5回目の報告書となる「2021年度ESG活動報告」を刊行し、同9月に同報告書の英語版を公表した。さらに、「2021年度ESG活動報告」の別冊として「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	---	---	---	--	--

			<p>(5) オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。</p> <p>(6) 法人の運用について多面的な観点から国民の理解を得られるようにするための分かりやすい情報発信のあり方の検討、法人のホームページや業務概況書等</p>	<p>かるGPIFシリーズ～GPIFのステュワードシップ活動～」を初めて作成し、配信した。</p>	<p>(5) オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な投資案件の概要を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように内容を工夫した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式で分かり易く解説を加えており、令和4年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法について、の2トピックにかかるコラムを掲載し、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。</p> <p>さらに、情報発信範囲の拡充の観点から、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を令和2年度から開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明することに努め、令和4年度においても記載内容の一部見直しを行った。</p> <p>公式ツイッターでも、投資案件の写真やイラスト等を使ってオルタナティブ投資の意義を分かりやすく伝えるツイートの発信に努めた。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(6) 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」(広報効果測定調査)を7月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は38.8%となり、基準値に比べて5.7ポ</p>	
--	--	--	---	---	---	--

		<p>の充実等の広報の取組についての定期的な検証等及びその結果を踏まえた取組内容の継続的な改善を行っているか。</p> <p>(7) 経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>(8) 運用における E S G の</p>	<p>(7) 年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該銘柄の時価総額を公表しているか。</p> <p>(8) 経営委員会が重要事項と判断する事項について、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保を行っているか。</p> <p>(9) 経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表しているか。</p>	<p>(7) インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごとに、経営委員会に報告した。</p> <p>運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第89回～第100回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。</p> <p>なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（7年）経過後の公表に向けた、所要の手続きを行った。</p> <p>加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、令和4年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表した。</p> <p>(8) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、E S G（環境・社会・ガバナンス）</p>	<p>イント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.2%となり基準値に比べて 6.5 ポイント減少した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(7) 年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、業務概況書等で適切に公表した。また、令和4年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額をホームページで公表した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(8) インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごとに、経営委員会に報告した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(9) 適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の進捗を進めており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	---	--	--	---	--

			<p>取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から ESG 活動報告を作成する。</p>		<p>に関する取り組みを積極的に推進している。このような ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成 30 年より「ESG 活動報告」を毎年刊行している。令和 4 年 8 月には第 5 回目の報告書となる「2021 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同 9 月には同報告書の英語版を公表した。さらに、「2021 年度 ESG 活動報告」の別冊として「GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。当法人では、ESG への取り組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていくこととしている。</p>	<p>〈課題と対応〉 ○積極的な広報 今中期目標期間は、新型コロナウイルス感染症のまん延により対面イベント等が減少する中、SNS に注力して、年金積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG 投資の意義等に関して積極的に発信した結果、若年層を中心に成果が上がっている。 また、当法人に対する理解の広がりに伴い、報道内容においても、その時々運用状況の扱いが小さくなり、長期的な視点に立ったものが増える等の変化が生じている。 一方、新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月に感染症法上の 5 類感染症に移行し、対面イベント等の再開が見込まれる。また、当法人としては初めてとなる新卒採用に向けて、被保険者向けとは視点が異なる広報も求められる。 以上の状況を踏まえ、全体のリソース配分を工夫しながら、当法人自身による情報発信をさらに積極的に行っていく必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

該当なし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）(ア)	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882				
中期計画を踏まえた節減額（千円）(イ)	—	—	1,619,208	54,132	58,838				
達成度	—	—	100%	100%	100%				
(参考) 執行額（千円）	—	—	2,521,265	2,745,730	2,748,972				

注) 達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評価	理由
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		<評価と根拠> 評価：B 「効率的な業務運営体制の確立」は、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年		評価	B
1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実	1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の	1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配	1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 運用の高度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実施するための組織改編を令和5年4月に行うべく組織規程等を整備（改正）した。 【組織改編の概要】 ①運用業務を、ポートフォリオ・マネジメントと一体として実施・高度化					<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど効率的な業務運営の確立に取り組むこと、	

<p>情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費削減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>民間金融機関等の例も参考にしつつ、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。</p> <p>また、経費削減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う。</p>	<p>置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。</p> <p>(2) 人事評価制度については、経費削減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。</p>	<p>できるよう、投資戦略部、市場運用部及びインハウス運用室を統合し、投資運用部とする。</p> <p>②法人業務として定着したESG・ステューワードシップ活動業務を担当する部署を部に昇格させ、法人全体として、ESG・ステューワードシップに関する投資原則を推進する体制を確保するとともに、PDCAサイクルも含め、その専門性と取組の推進・深化を図る。</p> <p>③調査数理室、オルタナティブ投資室及び運用リスク管理室を部とし、専門性とマネジメント機能の強化等を図る。</p> <p>④運用高度化等に対応した法人管理を推進するため、文書管理業務の企画部への移転、経理部の創設等、管理部門の体制についても見直しを図る。</p> <p>また、運用に関する多様化・高度化、それに伴うリスク管理の強化を一層推進するためには、情報システムの整備、運用等についても高度な取り組みが必要となることから、理事長の求めに応じシステム等の専門家としての見地から助言等を行う「シニアITアドバイザー（非常勤）」を新たに創設した。</p> <p>(2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。</p> <p>令和4年度において、正規職員の実績評価については令和3年度下期実績評価(令和3年10月～令和4年3月)を令和4年4～5月に実施し、その結果を令和4年6月期の賞与に、令和4年度上期実績評価(令和4年4月～9月)を令和4年10月～11月に実施し、令和4年12月期の賞与に反映させた。</p> <p>正規職員的能力評価(令和4年1月～令和4年12月)については、令和5年1月に実施し、令和5年3月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和5年4月の昇給等へ反映させた。</p> <p>運用専門職員の実績・能力評価(令和3年4月～令和4年3月)については、令和4年4～5月に実施し、令和4年6月期の賞与に反映させるとともに、令和4年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。</p> <p>その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。</p>	<p>12月24日閣議決定。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行うこと、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。さらに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること等とされている。</p> <p>効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、運用の高度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実施するための組織改編を令和5年4月に行うべく組織規程等を整備(改正)した。また、運用に関する多様化・高度化、それに伴うリスク管理の強化を一層推進するためには、情報システムの整備、運用等についても高度な取り組みが必要となることから、理事長の求めに応じシステム等の専門家としての見地から助言等を行う「シニアITアドバイザー(非常勤)」を新たに創設した。</p> <p>経費削減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、令和4年度の予算額は、前年度比1.24%以上の削減を行っており、契約の適正化についても適切に取り組んでいる。</p> <p>運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること等とされているのに対し、ベンチマーク時価による速報性の高いNAVを算出するEUCツールの開発等、投資判断業務の高度化を推進した。さらに、法人のネットワークシステムについて、USBメモリ利用に伴う業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネットワークとの直接接続に着手した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。</p>	<p>組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めること、また、2022(令和4)年度に中期計画を変更して実施することとした所要の整備をはじめとして、現行のシステムの課題や更なる運用及びリスク管理の高度化への対応を見据えつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行うなど業務の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることが望まれる。</p> <p>高度で専門的な人材の採用環境が厳しい中、有為な人材の確保に資するよう、採用状況や民間企業の労働条件を踏まえた給与体系等の労働条件の検証を行うとともに、法人の使命、働きがい等の効果的な訴求に取り組んでいくことが望まれる。</p>
<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費削減</p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費削減</p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費削減</p>	<p><定量的指標> 中期目標期間中、一般管理費(システム関連</p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、一般管理費(システム関連経費、人件費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、</p>	<p><定量的指標> 令和4年度の予算額は、令和3年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24</p>

<p>中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行うこと。</p> <p>新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の</p>	<p>中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行う。</p> <p>新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、</p>	<p>一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために当年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度と比べて1.24%以上の効率化を行う。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要</p>	<p>経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行っているか。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 組織編成及び管理部門を含めた各部門の人員配置を実情</p>	<p>管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度で専門的な人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために令和4年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行った。特に、令和4年度においてはその一環として、運用業務の多様化及び高度化を推進するにあたり生じた、速やかに対応すべき緊急性の高い課題の解消を図ることを目的に、中期計画予算の増額変更について厚生労働大臣の認可を得た上で、次年度予算案に反映した。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。このことを踏まえ、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組があれば、適宜実施していくこととしているが、令和4年度においては、該当する取組はなかった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="934 1060 1691 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度 基準年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)</td> <td>4,745</td> <td>4,754</td> </tr> <tr> <td>中期計画を踏まえた節減額</td> <td>54</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>2,746</td> <td>2,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和4年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画を踏まえた節減額（前年度の基準額に対し1.24%の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1.24%の効率化を行う。</p> <p>(注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。</p> <p>(2) 人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する取扱いが閣議決定（令和4年10月7日）されたことを踏まえ、国家公務員に準じて役職員の給与改正を行う方針を決定した。</p> <p>また、高度の専門性を持つ人材を確保するため、専門コンサルタント会</p>		令和3年度 基準年度	令和4年度	節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	4,745	4,754	中期計画を踏まえた節減額	54	59	執行額	2,746	2,749	<p>日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 運用の高度化等に関する主体的な取組をより効果的かつ的確に実施するための組織改編を令和5年4月に行うべく組織規程等を整備しており、所期の目標を達成していると考ええる。なお、</p>
	令和3年度 基準年度	令和4年度															
節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	4,745	4,754															
中期計画を踏まえた節減額	54	59															
執行額	2,746	2,749															

<p>効率化を図ること。</p> <p>新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCサイクルの取組を強化すること。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度専門人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含</p>	<p>予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCサイクルの取組を強化するとともに、これらの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役</p>	<p>な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減、付加価値（スチュワードシップ活動を含む。）</p>	<p>に即して見直しているか。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めているか。</p> <p>(2) 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行っているか。</p> <p>(3) 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を行っているか。また、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術の積極的活用を行っているか。</p>	<p>社の調査を踏まえ、職員給与規程において、運用専門職員（5～6等級）の報酬水準レンジ（上限）の見直しや運用専門職員の区分（1～3等級）の新設等をする改正を行った。</p> <p>(3) 対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、令和4年度で131.8と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。</p> <p>(4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。</p> <p>(5) 管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、パッシブ運用と比較して手数料率が高いアクティブ運用の運用期間中の平均残高が減少したことから、前年度比50億円の減少となった。</p>	<p>当該組織改編のための規程整備については経営委員会での議決を経て適切に行った。</p> <p>(2) 経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度としていることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) DWH（データウェアハウス）サービスについては、令和3年12月の本番稼働後順調に稼働しており、令和4年度においては、投資判断への活用、業務概況書等での公表を目的とした株価指数先物の運用資産をエクスポージャーベースで算出し、リスク・パフォーマンス測定を可能とするための改修を実施した。</p> <p>また、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、RPA・EUCの導入を進めた。ベンチマーク時価による速報性の高いNAVを算出するEUCツールの開発等、投資判断業務の高度化を推進した。</p> <p>さらに、法人のネットワークシステムについて、USBメモリ利用に伴うデータ紛失等の業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネットワー</p>
--	--	--	---	--	---

<p>め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第6の1により対応すること。</p> <p>3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行</p>	<p>職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。</p> <p>3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立</p>	<p>等も考慮に入れつつ、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。</p> <p>3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立</p>	<p>(4) 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行って</p> <p>3. 契約の適正化 (1) 調達の実施状況 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。</p>	<p>クと直接接続に着手した。</p> <p>加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネージャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI（ビジネスインテリジェンス）ツールの利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、RPAを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4) 令和4年度の予算額は、令和3年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考え</p>	
--	---	--	--	---	--

政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

るか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行っているか。

(5) 新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組の強化を行っているか。また、これらの取組について、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直しを行っているか。

(6) 人件費について、政府の方針を踏まえつつ適切に対応しているか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保して

【契約の実績】

(単位：件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(3.4%) 7	(0.1%) 0.4	(3.0%) 7	(0.6%) 1.5	(0.0%) ±0	(228.2%) 1.0
企画競争・公募	(41.5%) 85	(27.3%) 89.7	(34.6%) 80	(13.2%) 34.6	(△5.9%) △5	(△61.5%) △55.1
競争性のある契約(小計)	(44.9%) 92	(27.4%) 90.1	(37.7%) 87	(13.8%) 36.0	(△5.4%) △5	(△60.0%) △54.1
競争性のない随意契約	(55.1%) 113	(72.6%) 238.4	(62.3%) 144	(86.2%) 225.7	(27.4%) 31	(△5.3%) △12.7
合計	(100.0%) 205	(100.0%) 328.6	(100.0%) 231	(100.0%) 261.8	(12.7%) 26	(△20.3%) △66.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、特例による随意契約を含む。

【一者応札・応募状況】

(単位：件、億円)

		令和3年度		令和4年度		比較増△減
2者以上	件数	76	95.0%	67	98.5%	(△11.8%) △9
	金額	88.3	97.9%	36.0	99.8%	(△59.2%) △52.3
1者以下	件数	4	5.0%	1	1.5%	(△75.0%) △3
	金額	1.9	2.1%	0.1	0.2%	(△96.8%) △1.8
合計	件数	80	100.0%	68	100.0%	(△15.0%) △12
	金額	90.1	100.0%	36.0	100.0%	(△60.0%) △54.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(5) 予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行っているところである。また、令和4年度においてはその一環として、運用業務の多様化及び高度化を推進するにあたり生じた、速やかに対応すべき緊急性の高い課題の解消を図ることを目的に、中期計画予算の増額変更について厚生労働大臣の認可を得た上で、次年度予算案に反映したところであり、所期の目標を達成していると考ええる。

(6) 人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。また、高度の専門性を持つ人材を確保するため、専門コンサルタント会社の調査を踏まえ、職員給与規程の改正を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。

いるか。

(7) 給与水準について、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表しているか。

(8) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。

(9) 管理運用委託手数料について、新実績連動報酬制度の導入による運用実

(2) 重点的に取り組む分野

調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした下記分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

① 競争契約による調達

可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠等の確認等を行った。

(再掲) (単位：件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	(44.9%) 92	(27.4%) 90.1	(37.7%) 87	(13.8%) 36.0	(△5.4%) △5	(△60.0%) △54.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(注3) 特例による随意契約を含む。

② 随意契約による調達

契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表しており、透明性の確保に努めた。

(再掲) (単位：件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のない随意契約	(55.1%) 113	(72.6%) 238.4	(62.3%) 144	(86.2%) 225.7	(27.4%) 31	(△5.3%) △12.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

③ 環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特に、令和4年度におい

(7) 対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。

(8) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。

(9) 管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、パッシブ運用と比較して手数料率が高いアクティブ運用の運用期間中の平均残高が減少したことから、前年度比 50 億円の減少となった。

<p>4. 業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、IT業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。</p>	<p>4. 業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、ITの活用や電子化等を推進する。具体的には、事務の軽減・効率化等に資する情報</p>	<p>4. 業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、ITの活用や電子化等を推進する。具体的には、RPA（ロボティックプロセスオート</p>	<p>績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努めているか。</p> <p>(10) 法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。</p> <p>(以下は調達等合理化計画における評価指標)</p> <p>・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。</p> <p>・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。</p>	<p>ては、内線電話のモバイル化に係る調達に際して、「成果物については、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用すること。」と仕様書等に記載し、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、スマートフォン全てについてグリーン購入法の適合製品を調達した。</p> <p>(3) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>① 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。加えて、令和4年度においては、契約審査会における審議手順の見直しを行う等、契約手続きの公正性を確保しつつ調達事務の更なる合理化・効率化に取り組んだ。なお、「緊急やむを得ない場合」であることを理由に、契約審査会の事前審議を経ずに随意契約を締結した事例は無かった。</p> <p>運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等に当たっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、令和4年9月5日及び令和5年2月21日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。</p> <p>② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和4年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。また、コンプライアンスメールマガジン（法人内メルマガ）を用い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有した。</p> <p>4. 業務の電子化等の取組</p> <p>(1) DWH（データウェアハウス）サービスについては、令和3年12月の本番稼働後順調に稼働しており、令和4年度においては、投資判断への活用、業務概況書等での公表を目的とした株価指数先物の運用資産をエクスポージャーベースで算出し、リスク・パフォーマンス測定を可能とするための改修を実施した。</p> <p>(2) 「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、RPA・EUCの導入を進めた。ベンチマーク時価による速報性の高いNAVを算出</p>	<p>(10) 調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>・可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠等の確認等を行っており、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表し、透明性の確保に努めており、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特に、令和4年度においては、内線電話のモバイル化に係る調達に際して、「成果物については、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用すること。」と仕様書等に記載し、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、スマートフォン全てについてグリーン購入法の適合製品を調達したことから、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事</p>	
---	--	---	---	--	--	--

<p>また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</p>	<p>システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、法人の業務運営の効率化を図る。</p> <p>また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>さらに、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。</p>	<p>メーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）の導入推進による業務効率化及びシステム対応の迅速化を図るとともに、法人全体のシステム及びサービスの統合的な管理に取り組む。</p> <p>外部サービスとの連携改善による事務の効率化等に資する情報システムの整備を進める。</p> <p>証券会社への発注、資産管理機関等への通知等の自動化を推進することにより、業務の効率化を図るとともに、人為的ミスによる損失リスクを低減する。</p> <p>専門的な知見を有する導入支援業者を活用する等して、次期中期計画に向けた基幹システムの更改計画の</p>	<p>・環境物品等の調達を推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。</p> <p>・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。</p> <p>・運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。</p> <p>・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関する職員に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施したか。</p>	<p>するEUCツールの開発等、投資判断業務の高度化を推進した。</p> <p>(3) 法人のネットワークシステムについて、USBメモリ利用に伴うデータ紛失等の業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネットワークと直接接続に着手した。</p> <p>(4) 法人のネットワークシステムについて、運用受託機関の選定・管理及び市場分析等に係る高度な定量分析を行うため、クラウドを活用したデータベース基盤の増強に着手した。</p> <p>(5) 統合文書管理システムにおいては、大規模災害時にも業務が継続できるよう災害対策環境の構築に着手した。</p> <p>(6) 自家運用における株価指数先物や債券等に係る取引の発注、約定及び資産管理機関または運用受託機関への指図・通知に関する一連の業務オペレーションのデジタルライゼーションを図り、統合化されたサービス上で実行することにより、オペレーショナルリスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図ることを目的に統合運用管理基盤提供サービスの公募を行い、契約候補者を選定した。</p> <p>(7) 次期中期計画に向けた基幹システムの見直しやデータ基盤の整備等、抜本的な見直しを行うため、新たに採用したシニアITアドバイザーの専門的知見を活用しながら、現行システムの課題の整理等に着手した。</p>	<p>由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。</p> <p>なお、契約審査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。加えて、令和4年度においては、契約審査会における審議手順の見直しを行う等、契約手続きの公正性を確保しつつ調達事務の更なる合理化・効率化に取り組んだことから、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、令和4年9月5日及び令和5年2月21日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告していること等から、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和4年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。また、コンプライアンスメールマガジン（法人内メルマガ）を用い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有したことから、所期の計画を達成していると考ええる。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

		<p>策定に着手する。</p> <p>また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。</p>				<p>〈課題と対応〉</p> <p>○I-2の「課題と対応」を参照。</p>
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報						
該当なし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）(ア)	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882			
中期計画を踏まえた節減額（千円）(イ)	—	—	1,619,208	54,132	58,838			
達成度	—	—	100%	100%	100%			
(参考) 執行額（千円）	—	—	2,521,265	2,745,730	2,748,972			

注) 達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評価			
第5 財務内容の改善に関する事項 第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和4年度において、令和3年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1.24%を節減した予算（人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和4年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 令和4年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	業務実績	自己評価	評価	B		
						<評価と根拠> 評価：B 「財務内容の改善に関する事項」は、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。 予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされているのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。		<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであること、さらに2022(令和4)年度、	

<p>による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p><評価の視点> (1) 中期計画「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行っているか。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>【評価の視点】 (1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	<p>中期計画予算を増額変更したことを踏まえ、引き続き、予算の適正な執行及び予算の執行状況を適切に分析し、経営委員会において報告及び議論を行った上で次年度予算案を策定するPDCAサイクルの取組を強化することが望まれる。</p>
---	--	--	---	---	---

	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途なし</p>	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途なし</p>	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途なし</p>	<p>〈課題と対応〉 特になし。</p>
--	---	---	---	--------------------------

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
高度で専門的な人材の人数	高度専門人材の確保・育成・定着管理	32人 (うち元(31)年度は8人採用)	34人 (うち2年度は2人採用)	42人 (うち3年度は8人採用)	55人 (うち4年度は13人採用)			
経営委員会及び監査委員会の開催回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	24回 (経営委員会12回、監査委員会12回)	29回 (経営委員会14回、監査委員会15回)	27回 (経営委員会13回、監査委員会14回)	28回 (経営委員会13回、監査委員会15回)			
経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	1回	1回	1回	新たな議決事項については、該当がなかった。			
情報セキュリティ自己点検を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	1回	1回	1回			
標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	3回	5回	4回	6回			
情報セキュリティeラーニングを実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	1回	1回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 高度で専門的な人材の確保、育成、定着等 法人の行う年金積立金の運用は、外部運用機関への	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明ら	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度専門人材については、運用の多様化に合わ		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 令和4年度は、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務を明確にした。 ア オルタナティブ投資に関する問題への適時適切な対応、内部牽制	<評定と根拠> 評定：B 「その他業務運営に関する重要事項」については、以下の事項等を行うこととされている。 ・高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、人材の適時適切な配置等を図ること。 ・内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。 ・経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、運用の多様化・高度化が進展する中、長期的かつ安定的な運用に資するよう、引き続き、高度で専門的な人材の	

<p>委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。</p> <p>高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。</p> <p>高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。</p> <p>運用の多様化・高度化、運</p>	<p>かにするとともに、その人材の受入れに伴う環境整備を行う。</p> <p>また、高度専門人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うとともに、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。</p> <p>さらに、高度専門人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。</p> <p>なお、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどによ</p>	<p>せ必要とする業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入れに当たっては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。</p> <p>(2) 高度専門人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。</p> <p>(3) 職員の業務の遂行能力の向上を目</p>		<p>機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等について一層的確な実施を図るといった法務の専門的知識が必要とされる業務</p> <p>イ 運用多様化・分散投資を進めるためのオルタナティブ投資や投資戦略の策定及び高度なリスク管理を図るといった金融分野の専門的知識が必要とされる業務</p> <p>これらの業務に必要な人材の採用に当たっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価(アセスメント)を加味した審査により、専門的な人材13名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、11名の正規職員を採用した。</p> <p>なお、就労環境の整備としては、令和3年度末に規程化した在宅勤務制度の円滑な利用を図るため、利用マニュアルを作成するとともに職員向け説明会を開催した。また、採用時研修のメニューに在宅勤務制度の説明を追加し、制度の適切な利用を促した。</p> <table border="1" data-bbox="1065 789 1691 1205"> <thead> <tr> <th>採用内訳(専門的人材)</th> <th>採用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法務担当職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>投資戦略担当職員</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>オルタナティブ運用担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>委託資産管理・運用担当職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>運用リスク管理担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>自家運用担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>スチュワードシップコード担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>企画担当職員</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 目標に対する成果を評価する制度(目標管理型人事評価)について、制度を適切に運用するため、新たに評価者となった者に対して評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修を実施した。</p> <p>また、令和4年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。</p> <p>(3) 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。</p>	採用内訳(専門的人材)	採用人数	法務担当職員	2名	投資戦略担当職員	4名	オルタナティブ運用担当職員	1名	委託資産管理・運用担当職員	2名	運用リスク管理担当職員	1名	自家運用担当職員	1名	スチュワードシップコード担当職員	1名	企画担当職員	1名	<p>・監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。</p> <p>・情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。</p> <p>人材の受入れに伴う環境整備を図ることとされているのに対し、就労環境の整備として、令和3年度末に規程化した在宅勤務制度の円滑な利用を図るため、利用マニュアルを作成するとともに職員向け説明会を開催した。また、採用時研修のメニューに在宅勤務制度の説明を追加し、制度の適切な利用を促した。令和4年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。</p> <p>内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。</p> <p>経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させることとされているのに対し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。また、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させている。</p> <p>情報セキュリティ対策については、有効性を評価</p>	<p>確保・育成・定着、人材マネジメントの強化、内部統制の一層の強化、国民から一層信頼される組織体制の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてPDCAサイクルの取組を強化すること、情報セキュリティ対策等に取り組むことが望まれる。</p>
採用内訳(専門的人材)	採用人数																							
法務担当職員	2名																							
投資戦略担当職員	4名																							
オルタナティブ運用担当職員	1名																							
委託資産管理・運用担当職員	2名																							
運用リスク管理担当職員	1名																							
自家運用担当職員	1名																							
スチュワードシップコード担当職員	1名																							
企画担当職員	1名																							

<p>用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。</p>	<p>り、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。</p> <p>これらの取組を通じて、運用の高度化・多様化等に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る。</p> <p>(2) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材</p>	<p>的とした高度専門人材等を活用した研修等を行う。</p> <p>(4) 高度専門人材の報酬水準については、民間企業等の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。</p> <p>(5) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図っているか。</p> <p>(2) 高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向</p>	<p>(4) 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。</p> <p>(5) 職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。</p> <p>① 専門実務研修</p> <p>ア 運用専門職員による研修</p> <p>職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1062 1373 1558 1465"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>129人</td> </tr> </table> <p>イ 外部有識者研修</p> <p>令和4年度は、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1062 1602 1558 1694"> <tr> <td>研修回数</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>503人</td> </tr> </table> <p>② 内部統制等研修</p> <p>ア 情報セキュリティ研修</p> <p>情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、標的型メール等の情報セキュリティの最新脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。</p>	研修回数	2回	参加延べ人数	129人	研修回数	5回	参加延べ人数	503人	<p>し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価することとされているのに対し、法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って、運用受託機関等に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことを確認した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、その能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を13名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含めた法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、11名の正規職員を採用した。なお、在宅勤務に関するマニュアルの整備や説明会を行うなど、就労環境改善にも取り組んでおり、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(2) 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
研修回数	2回													
参加延べ人数	129人													
研修回数	5回													
参加延べ人数	503人													

<p>マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。</p>	<p>育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。</p>	<p>上を図っているか。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援しているか。</p> <p>(4) 運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定しているか。また、研修制度の充実や人材マップの作成等により、人材育成・強化を行っているか。</p> <p>(5) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法</p>	<table border="1" data-bbox="1032 69 1670 210"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回 (集合研修1回、eラーニング1回)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>355名</td> </tr> </table> <p>イ 新人研修 令和4年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、当法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1032 388 1670 571"> <tr> <td>研修回数</td> <td>10回 (4月(2回)、5月、6月(2回)、7月、8月、10月、2月、3月)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>20名</td> </tr> </table> <p>ウ その他 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。令和4年度は、職員の自己啓発を主な目的としたSDGsに関する研修及び管理職員の資質向上を目的とした管理職研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1047 793 1635 890"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>191名</td> </tr> </table> <p>エ コンプライアンス研修 コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンスに関する集合研修については、以下のとおり実施した。</p> <p>a) 多様なバックグラウンドをもつ職員が互いを尊重し協力し合い、チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミュニケーションの取り方等を学ぶことを目的とした研修</p> <p>b) 当法人の担当者及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とし、内部通報及び外部通報制度の理解を深め、制度の適切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資することを目的とした研修</p> <p>c) 管理職以上の役職員のハラスメントに対する意識の向上を図ることで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に資することを目的とした研修</p> <p>d) 倫理規程を遵守することの重要性をあらためて認識し、意義や内容についての理解をより深めることを目的とした研修</p> <table border="1" data-bbox="1032 1696 1670 1837"> <tr> <td>研修回数</td> <td>5回 (集合研修4回、eラーニング1回)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>757名</td> </tr> </table>	研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)	参加延べ人数	355名	研修回数	10回 (4月(2回)、5月、6月(2回)、7月、8月、10月、2月、3月)	参加延べ人数	20名	研修回数	2回	参加延べ人数	191名	研修回数	5回 (集合研修4回、eラーニング1回)	参加延べ人数	757名	<p>(3) 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4) 人材確保については、専門のコンサルタント会社の提言を踏まえた方針を決定し、そのための規程整備(改正)を行っている。また、専門人材及び正規職員のスキルレベルや能力、特性を見える化(マッピング)し活用していることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(5) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)																				
参加延べ人数	355名																				
研修回数	10回 (4月(2回)、5月、6月(2回)、7月、8月、10月、2月、3月)																				
参加延べ人数	20名																				
研修回数	2回																				
参加延べ人数	191名																				
研修回数	5回 (集合研修4回、eラーニング1回)																				
参加延べ人数	757名																				

<p>2. 調査研究 (1) 調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に</p>	<p>2. 調査研究 年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした法人外部のリ</p>	<p>2. 調査研究 (1) 経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオの理論や革新的な運用戦略を構築するための長期の調査研究を実施する。</p>	<p>により、国民に分かりやすく説明を行っているか。</p>	<p>③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 資格取得者は令和4年度末で60名となっている。 イ ITパスポート資格等の取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和4年度末のITパスポート資格者数は23名となっている。 人材確保については、専門のコンサルタント会社の提言を踏まえ、以下の方針を決定し、そのための規程整備（改正）を行った。 ・採用難が続いている運用専門職員5等級・6等級クラスの人材を採用するため、報酬水準の上限を市場水準の実態を踏まえ見直す。 ・途中で採用する難易度が高い高度な金融工学やデータ・マネジメント等の知識を有する専門的な人材を効果的に確保するため、運用専門職員1等級から3等級を新設し、新卒採用により人材を確保する仕組みを構築する。 また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化（マッピング）した。正規職員についても配置転換、昇格及び育成等に活用することを目的に人事評価結果を用いて能力、特性をマッピングした。</p> <p>2. 調査研究 (1) 経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するためのプロジェクトとして、以下①②を実施した。</p> <p>① 基本ポートフォリオに関する海外年金調査 基本ポートフォリオ検証等PTにおける議論を多面的かつ効果的に実施する観点から、約20の主要な海外年金基金に対して、基本ポートフォリオ策定に関するヒアリングを実施した。</p> <p>② 産業構造の長期的な見通しに関する情報提供依頼 数世代にわたる長期投資家として、年金積立金を安定的かつ効率的に運用していくためには、長期的なリターンの源泉である資本市場に変化をもたらす要因や、社会及び産業構造に変化をもたらす要因に目をこらすことが重要である。そのため、産業構造の長期的な見通しに関する情</p>		
---	--	---	--------------------------------	---	--	--

<p>即して調査研究業務を行うこと。</p> <p>高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。</p> <p>費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化すること。</p> <p>(2) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>具体的な運用手法に結びつく調査研究</p>	<p>ソースも活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組む。具体的には、基本ポートフォリオに係る調査研究や、運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に積極的に取り組む。その際、高度専門人材を活用した法人内部の体制整備、調査研究で得られたノウハウの法人内で</p>	<p>(2) 運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究については、管理運用法人の業務課題を踏まえながら、適時適切に実施する。</p> <p>(3) サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるESG</p>		<p>報提供依頼を実施し、運用機関等から17社の情報提供を得た。当該情報から、将来の産業構造に関する3つの主要な潮流(①人口動態、②気候変動、③技術革新)を抽出し、要点をまとめた上で、当法人ホームページに公表した。</p> <p>(2) 運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究として、当法人の業務課題を踏まえ、次項の④に加え、③「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析」についての調査研究業務を行った。</p> <p>③「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究」</p> <p>当法人は、経営委員会における複数回にわたる議論を踏まえ、令和元年12月に外国株式のレンディングの停止を行ったが、その際、株式レンディングを停止したことの市場への影響についてデータに基づき定量的に検証することとした。</p> <p>このため、株式レンディングの停止による市場への影響に係る定量的な分析及び株式レンディング停止や株式レンディングとESGに係る定性的な分析について調査研究を実施した。</p> <p>定量面である市場への影響に関しては、レンディング市場に対する一般的な分析及び差分の差分分析(DID法)といった統計的な手法を用いて分析した。定性面である株式レンディングと市場への影響に関しては、文献調査や株式レンディングに関連するステークホルダーに対するヒアリングを中心に調査を実施した。</p> <p>(3) サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるESGを考慮するための調査研究として、④「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究」についての調査研究業務を行った。</p> <p>④「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究」</p> <p>当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。</p>	<p>の蓄積及び人材育成の一層の推進に留意するとともに、法人外部のリソースを活用した調査研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する。</p> <p>さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目標の設定、評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの取組を強化する。その際、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。</p>	<p>の考慮について調査研究等を行う。</p> <p>(4) 年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的とする「GPIF Finance Awards」について、これまでの実績を踏まえて総括を</p>		<p>が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。</p> <p>他方で、ESGやSDGsを含むサステナビリティに関連する分野については、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、また、情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であった非財務情報を定量化する試みなども活発に行われてきている。</p> <p>そのため、当法人としてもESG等に関する調査研究を継続的に実施していく必要があると考えており、令和4年度は、「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る俯瞰研究（文献調査）」を実施した。これは、ESG及びSDGsを含むサステナビリティ分野における投資のパフォーマンスに関する既存の学術研究について、国内外の代表的論文としてどのようなものがあるか、その概要を広範に調査し、分析手法等のトレンドを把握するとともに、当法人がESGを考慮した投資やスチュワードシップ活動を推進する上で、特に重要だと考える以下のテーマ①～③に関連する学術研究について、国内外の代表的論文を調査し、分析手法や研究結果等、詳細について把握することを目的とした。</p> <p>① ESG投資が超過収益を生み出すかどうかについての検証 ② ESG投資によるリスク低減効果の検証 ③ エンゲージメントの効果の検証</p> <p>(4) 運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度にGPIF Finance Awardsを創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けている。</p> <p>令和4年度においては、選定委員や過去の受賞者へのヒアリング等を通して、GPIF Finance Awardsのこれまでの実績を踏まえた総括を実施した。</p> <p>(第1～5回 GPIF Finance Awards 受賞者)</p> <table border="1" data-bbox="1012 1686 1748 1957"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>役職(受賞時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>沖本 竜義</td> <td>● オーストラリア国立大学准教授 ● 一橋大学准教授</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>野澤 良雄</td> <td>香港科技大学ビジネススクール Assistant</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	役職(受賞時点)	第1回	沖本 竜義	● オーストラリア国立大学准教授 ● 一橋大学准教授	第2回	野澤 良雄	香港科技大学ビジネススクール Assistant		
	氏名	役職(受賞時点)													
第1回	沖本 竜義	● オーストラリア国立大学准教授 ● 一橋大学准教授													
第2回	野澤 良雄	香港科技大学ビジネススクール Assistant													

行い、今後の対応方針について検討する。

(5) 調査研究のテーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの強化に向けた取組を行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することによ

(6) 「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に則して調査研究業務を行っているか。

		Professor
第3回	與語 基裕	プリンストン大学教授
第4回	戸田 アレクシ 哲	カリフォルニア大学サンディエゴ校准教授
第5回	仲田 泰祐	東京大学准教授

(選考委員)

氏名	役職 (第5回選考時)
ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授
植田 和男	共立女子大学教授 東京大学名誉教授 (元運用委員会委員長)
翁 百合	(株) 日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)
沖本 竜義	オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院准教授
米澤 康博	早稲田大学名誉教授 (元運用委員会委員長)

(5) 令和5年度の調査研究計画について、調査研究テーマの選定において、「目的(何のために)」と「目標(何を達成するか)」を明確化し、中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認するとともに、事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行うというPDCAサイクルの取組を継続した。

なお、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。

(6) 「専ら被保険者の利益のため」という目的に則し、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことに資する調査研究業務を実施するためには、年金積立金管理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定が行われるべきであり、令和5年度の調査研究計画において、各調査研究テーマの「目標(何を達成するか)」を設定するにあたり、「実務への応用方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等を事前に想定し、調査研究テーマの選定を行った。

以上により、所期の目標を達成していると考ええる。

		<p>り、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。</p> <p>(6) 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。</p> <p>(7) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p> <p>(8) 調査研究等の実施に</p>	<p>(7) 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備、調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び人材育成の一層の推進を行っているか。</p> <p>(8) 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化しているか。その際、経営委員会の適切な関与の下で行っているか。</p> <p>(9) 具体的に運用手法に結び</p>	<p>(6) 調査研究業務の統括を担う調査数理室が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1032 474 1659 657"> <tr> <td>研究</td> <td>株式レンディングの市場への影響にかか</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>る定量分析調査研究 投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究（令和2年度より継続）</td> </tr> </table> <p>(7) 情報収集・意見交換等 国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。</p> <table border="1" data-bbox="982 1104 1587 1203"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数</th> <th>参加延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門調査機関等主催会議</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、年金基金の国際的な団体であるPPI (Pacific Pension & Investment Institute) の総会やPRI (Principles for Responsible Investment) の年次総会などへ継続的に参加することで、年金基金運用にかかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。</p> <p>(8) 調査研究業務に関する情報管理</p>	研究	株式レンディングの市場への影響にかか	テーマ	る定量分析調査研究 投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究（令和2年度より継続）	内容	回数	参加延べ人数	専門調査機関等主催会議	32	32	<p>(7) 調査研究業務については、当該業務の統括を担う調査数理室を軸に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究に取り組むとともに、この専門人材は正規職員の指導を行うことで正規職員の業務遂行能力の向上に寄与していることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(8) 年金積立金の管理及び運用の収益を国庫に納付し、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するべく、年金積立金管理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定を行うこととしており、令和5年度の調査研究計画では、PDCAサイクルの取組として、調査研究テーマの選定段階において、中期計画に定める「目的(何のために)」との整合性や、「実務への応用方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等の「目標(何を達成するか)」を確認しており、調査研究の完了後に実施する実績評価においては、「実務への貢献」を踏まえた「目標」が達成されたかを検証することにより、費用対効果の判断を行った。</p> <p>また、経営委員会に対しては、適時のタイミングにて、調査研究業務の計画、進捗状況、実績評価等を報告している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(9) 委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係</p>
研究	株式レンディングの市場への影響にかか														
テーマ	る定量分析調査研究 投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究（令和2年度より継続）														
内容	回数	参加延べ人数													
専門調査機関等主催会議	32	32													

<p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の</p>	<p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強</p>	<p>当たり、管理運用法人の業務上の秘密情報を提供する必要がある共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。</p> <p>また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p>	<p>つく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底しているか。</p> <p>(10) 経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図っているか。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するため</p>	<p>当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。</p> <p>また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。</p> <p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>(1) 「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会やコンプライアンス委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p>	<p>る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(10) 内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行っている。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。さらに、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底している。</p> <p>運用受託機関等に対して、ガイドラインで法</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>体制のより一層の強化を図ること。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p> <p>また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様</p>	<p>化を図る。具体的には、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。そのため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部体制の点検を行い、早急に必要改善策を講ずる。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金</p>	<p>イアンス委員会等を通じて、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民から一層信頼される組織づくりを進める。</p> <p>(2) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。</p> <p>また、運用受託機関等に対して、ガバ</p>	<p>の体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施しているか。さらに、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。</p> <p>その際、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求めているか。</p> <p>(11) 内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制の一層の強化を行っているか。また、法令等の遵守の確保等を実践するための法務体制・機能の拡充・</p>	<p>(2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。</p> <p>① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制</p> <p>法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和4年6月及び10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関するeラーニング研修を実施した。コンプライアンスに関する集合研修については、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 多様なバックグラウンドをもつ職員が互いを尊重し協力し合い、チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミュニケーションの取り方を学ぶことを目的とした研修</p> <p>イ 当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とし、内部通報及び外部通報制度の理解を深め、制度の適切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資すること</p>	<p>令遵守を求めるとともに、ミーティング等において遵守状況を確認している。内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(11) 内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。</p>	<p>ナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p>強化を含む内部統制体制の一層の強化を行っているか。</p>	<p>を目的とした研修</p> <p>ウ 管理職以上の役職員のハラスメントに対する意識の向上を図ることで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に資することを目的とした研修</p> <p>エ 倫理規程を遵守することの重要性をあらためて認識し、意義や内容についての理解をより深めることを目的とした研修</p> <p>また、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みを実施した。</p> <p>② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。</p> <p>また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。</p> <p>また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p> <p>(3) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求めるとき、次の措置を行った。</p> <p>① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。</p> <p>ア 運用手法、運用体制等</p> <p>イ 資産管理の方法</p> <p>ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡</p> <p>エ 重大な変更についての事前協議</p> <p>オ 法令遵守体制の確立</p> <p>カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底</p> <p>キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用</p>		
---	---	--	----------------------------------	--	--	--

				<p>ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理</p> <p>ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組</p> <p>コ 資産管理上の留意点</p> <p>② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p><運用受託機関></p> <p>ア 投資対象</p> <p>イ 投資対象国</p> <p>ウ 銘柄格付</p> <p>エ 禁止取引</p> <p>オ 利益相反行為の回避</p> <p>カ 自社又は関連会社の有価証券への投資</p> <p>キ 政策投資</p> <p>ク クロス取引</p> <p>ケ 最良執行に関する事項</p> <p>コ 外部監査状況</p> <p>サ 問題発生時の対応</p> <p>シ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。</p> <p><資産管理機関></p> <p>ア 実績・遵守状況・担当部署</p> <p>イ 利益相反行為の回避</p> <p>ウ 外部クロス取引</p> <p>エ 内部監査状況</p> <p>オ 外部監査状況</p> <p>カ 問題発生時の対応</p> <p>キ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。</p> <p>(4) 内部監査</p> <p>内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDC Aサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制等の整備状況等に関する内部監査としてマニュアルの整備状況等の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置義務化に係る対応状況の確認を、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として顕在化した業務リスク等に係る対応状況</p>		
--	--	--	--	---	--	--

の確認を、その他の内部監査としてマネジャー・ストラクチャーに係る方針策定、ベンチマークの選定に係る対応状況の確認及び超過収益管理に伴う運用リスク管理に係る対応状況の確認を、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査としてホームページ等での公開状況の確認を行うなど、業務の適切かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

① 令和4年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を2回及び情報セキュリティ内部監査を1回それぞれ下表のとおり実施した。

② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施 期間	対象部室	備 考
R4.4 ～ R4.9	総務部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)
	企画部	
	調査数理室	
	運用リスク管理室	
	情報管理部	
	投資戦略部	
	運用管理部	
	市場運用部	
	オルタナティブ投資室	
	インハウス運用室	
	法務室	
R4.10 ～ R5.3	総務部	・【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査
	企画部	
	調査数理室	
	運用リスク管理室	
	情報管理部	
	投資戦略部	
	運用管理部	
	市場運用部	
	オルタナティブ投資室	
	インハウス運用室	
	法務室	
経営委員会事務局		

監査委員会事務局

監査室

③ 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

(5) 監査委員会監査

① 監査委員会による監査については、2021年度監査委員会監査計画(令和3年6月24日通知)、2022年度監査委員会監査計画(令和4年6月23日通知)に基づき、下表のとおり実施した。

年 月	対象部室等	実施内容等
R4.6	総務部	令和3年度決算(会計)監査
R4.6	理事長	令和3年度監査報告(内部統制を含む。)
R5.1 ～ R5.5	経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、調査数理室、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室、シニアITアドバイザー)に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等

② 令和4年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績

ア 令和4年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。

ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。

エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会、契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査

委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。

オ 監査委員会監査を (a) 業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。

(6) 会計監査人の監査

会計監査人による監査については、令和3年度の決算に係る会計監査及び令和4年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、令和3年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。

年 月	実施内容等
R4. 4~5	令和3年度の会計監査 (期中監査)
R4. 5~6	令和3年度の会計監査 (期末監査)
R4. 6	令和3年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R4. 11 ~ R5. 3	令和4年度の会計監査 (期中監査)

(7) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人(令和2年度から令和6年度の複数年契約)により、下表のとおり実施した。今年度においては、令和2年度に実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を実施した。

なお、監査結果については、10月19日にCISOへ、10月20日に理事長へ報告した。

年 月	実施内容等
R4. 8	令和4年度の監査実施計画の承認
R4. 8 ~ R4. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹システムの開発、運用、保守のシステム管理業務のマネジメント監査(情報管理部) ・基幹システムの情報資産の利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(企画部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナテ

第3 2. 国民から一層信頼される組織	第1 2. 国民から一層信頼される組織	第1 2. 国民から一層信頼される組織	第1 2. 国民から一層信頼される組織	<p>(3) コンプライアンス・オフィサーや法務室等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。内部通報・外部通報やハラスメントに関する相談等について適切に取り扱う。また、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見の収集を行う。</p> <p>(4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。</p>	<p>(8) 法務室は、法務リスクに適切に対応するための外部弁護士ネットワークの活用を含めた内部統制体制を整備し、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。</p> <p>また、当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とした通報制度に関する研修会を実施し、制度の適切な利用促進に取り組んだほか、外部弁護士を講師とした管理職向けハラスメント研修を実施し、ハラスメントの予防に取り組んだ。</p> <p>内部通報・外部通報については、法務室の専門的知見を活用しつつ、適切に取り扱った。</p> <p>外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士より、コンプライアンス等の進んだ知見の収集を行った。</p>	<p>(9) 金融事業者へ再就職をした元役員から、法律で義務付けられている離職後2年間の再就職の届出を受けたことから、速やかに経営委員会に報告した。</p>	<p>(12) 金融事業者へ再就職をした元役員から、適切に再就職の届出を受け、速やかに経営委員会に報告していることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p>
	<p>イブ投資室、法務室)</p> <p>・RPA/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(情報管理部)</p>						
R4.10	報告書作成						
R4.10	監査報告会						

<p>体制の確立</p> <p>平成 28 年の法改正により、平成 29 年 10 月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。</p> <p>経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携を</p>	<p>体制の確立及び業務運営の透明性の確保</p> <p>経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。</p> <p>また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するととも</p>	<p>体制の確立及び業務運営の透明性の確保</p> <p>経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。</p> <p>また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参</p>	<p>を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的な PDCA サイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めているか。</p>	<p>事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。</p> <p>【経営委員会開催実績】</p> <p>第 6 7 回 令和 4 年 4 月 21 日 第 6 8 回 令和 4 年 5 月 27 日 第 6 9 回 令和 4 年 6 月 10 日 第 7 0 回 令和 4 年 6 月 27 日 第 7 1 回 令和 4 年 7 月 14 日 第 7 2 回 令和 4 年 9 月 5 日 第 7 3 回 令和 4 年 10 月 11 日 第 7 4 回 令和 4 年 11 月 8 日 第 7 5 回 令和 4 年 12 月 12 日 第 7 6 回 令和 5 年 1 月 16 日 第 7 7 回 令和 5 年 2 月 21 日 第 7 8 回 令和 5 年 3 月 6 日 第 7 9 回 令和 5 年 3 月 30 日</p> <p>監査委員会は、令和 4 年度に 15 回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。</p> <p>【監査委員会開催実績】</p> <p>第 7 8 回 令和 4 年 4 月 18 日 第 7 9 回 令和 4 年 5 月 23 日 第 8 0 回 令和 4 年 6 月 8 日 第 8 1 回 令和 4 年 6 月 23 日 第 8 2 回 令和 4 年 7 月 12 日 第 8 3 回 令和 4 年 8 月 1 日 第 8 4 回 令和 4 年 8 月 29 日 第 8 5 回 令和 4 年 9 月 12 日 第 8 6 回 令和 4 年 10 月 6 日 第 8 7 回 令和 4 年 11 月 14 日 第 8 8 回 令和 4 年 12 月 7 日 第 8 9 回 令和 5 年 1 月 11 日 第 9 0 回 令和 5 年 2 月 16 日 第 9 1 回 令和 5 年 3 月 1 日 第 9 2 回 令和 5 年 3 月 28 日</p> <p>また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。</p> <p>管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会</p>	<p>り、所期の目標を達成していると考える。</p>	
---	---	---	---	---	----------------------------	--

<p>とって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。</p> <p>引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から</p>	<p>に、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べる。このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の</p>	<p>加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べる。このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の</p>	<p>の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。</p> <p>このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。</p> <p>また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、第79回経営委員会（令和5年3月30日開催）において、令和4年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される新たな議決事項については、該当がなかったことを報告した。</p> <p>職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。</p> <p>また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。</p> <p>(14) 経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行っているか。</p> <p>(15) 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築を行っているか。</p>	<p>の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。</p> <p>このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。</p> <p>また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、第79回経営委員会（令和5年3月30日開催）において、令和4年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される新たな議決事項については、該当がなかったことを報告した。</p> <p>職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。</p> <p>また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。</p>	<p>(14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、経営委員会において、令和4年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される新たな議決事項については、該当がなかったことを確認しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(15) 職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目とし、職員の能動的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>一層信頼される組織体制の確立に努めること。</p> <p>また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。</p>	<p>理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。</p> <p>役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。</p>	<p>議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。</p> <p>役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を少なくとも年1回実施する。</p>				
<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義</p>	<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>(1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化</p> <p>管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員会による監査に必要な費用を手当てするなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整</p>	<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。</p> <p>(1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡充・強化した法務機能の運営状況について、その実効性を検証する。また、その結果や管理運用法人の置かれた状況などを踏ま</p>	<p>(16) 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。</p>	<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>(1) 監査委員会は、運用の高度化、多様化を進める中での内部統制の状況や法務機能の活用状況等について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。</p>	<p>(16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	

<p>務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。</p>	<p>備・改善を図る。</p> <p>(2) 監査及び監視の方針 監査委員会 は、監査委員会 規程、監査 委員会による 監査及び監視 の実施に関する 規程並びに 内部統制に関する 監査委員会 監査実施基準 を監査の方針 として位置 付け、これら の方針に基づ き管理運用法 人の業務の監 査及び監視を 行う。</p> <p>なお、中期 計画期間中の 状況変化に対 応し、適切な 監査を実施す るために方針 も随時改正す る。</p> <p>(3) 監査計 画の策定と計 画に基づく監 査の実施</p> <p>監査委員会 は、各年度の 業務監査や会 計監査の結果 に基づき当該 年度の監査報</p>	<p>え、必要に応じて、更なるガバナンス強化に資する提言・提案を行う。</p> <p>(2) テレワークによる業務運営の状況について、その導入目的の達成の観点から検証する。</p> <p>(3) 監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。</p> <p>(4) 監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会</p>		<p>(2) 監査委員会は、テレワークの導入の目的である、柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率化の向上について、業務監査を通じて検証し、各部署の業務特性に応じた生産性の向上や業務の効率化の向上が促進されていることを確認した。</p> <p>(3) 監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性を確認した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を2回開催し、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。</p> <p>(4) 監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人について、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室と随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化</p>		
---	--	--	--	---	--	--

	<p>告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。</p> <p>監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のPDCAサイクルを回すことによ</p>		<p>して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。</p>		
--	--	--	------------------------------------	--	--

	<p>って監査の実効性を向上させる。</p> <p>(4) 内部諸規定に基づく業務運営の点検</p> <p>監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。</p>					
<p>5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認する</p>	<p>5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していること</p>	<p>5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していること</p>	<p>(17) 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能しているか。また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託</p>	<p>5. 情報セキュリティ対策</p> <p>①法人のネットワークシステムにCASB (Cloud Access Security Broker: クラウド監視サービス) を令和3年3月に構築・導入し、役職員のクラウドサービス利用のモニタリングを継続的に実施した。</p> <p>②情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにeラーニングを実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施した。また、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化する 	<p>(17) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した(合計6回)。その内2回は事前に予告し、セキュリティインシデントの報告に重点を置いたものを行っている。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.6%が遵守できていることを確認している。</p> <p>法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見さ</p>	

<p>こと。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。</p>	<p>常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。</p>	<p>常的に行う。 CASB (Cloud Access Security Broker : クラウド監視サービス) の活用により、クラウドサービスの評価及び利用状況に関する可視化を行い、引き続き情報セキュリティ対策を行う。 また、運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 さらに、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とす</p>	<p>機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。</p>	<p>ため、新たにセキュリティインシデントの報告に重点を置いた訓練も追加した。</p> <p>③運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ202社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 その結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことを確認した。 <p>④令和4年7月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。</p>	<p>れなかった。</p> <p>運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。</p> <p>令和4年7月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

	<p>る。</p> <p>これらの取組を推進するため、専門的な知見を有する業務支援事業者を活用するとともに、情報セキュリティ専門人材の育成・採用に努める。</p>	<p>6. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>6. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>6. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>7. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。</p>	<p>〈課題と対応〉</p> <p>○運用の多様化・高度化を支える人材の確保等</p> <p>今中期目標期間においては、資産全体での複合ベンチマーク収益率の確保、運用の多様化・高度化、スチュワードシップ活動及びESGを考慮した投資</p>	
--	---	--	--	--	---	--

					<p>等、新たに示された目標に対応するための取組を数多く検討・実行してきた。</p> <p>これらの成果もあって、運用資産は令和4年度末に200兆円に達したが、この規模の資産を、専ら被保険者の利益のため安全かつ効率的に管理運用し続けるには、運用の多様化・高度化を支えるシステム整備等（I-2の「課題と対応」参照）に加え、組織や人員体制の整備が必要不可欠となっている。</p> <p>当法人は喫緊の課題に対応すべく、これまでも高度専門人材（運用専門職）を中心に採用を進めてきた。また、令和4年度は、組織・給与規程の見直しに加え、当法人としては初めてとなる新卒採用に向けた準備にも着手した。</p> <p>しかしながら、データ分析や金融工学を担う人材を始め、人員不足は今後も継続すると見込まれることから、引き続き、中長期的な観点から組織のサステナビリティを考慮した人材の確保・育成・定着、マネジメントの強化に取り組んでいく必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報					
特になし					